

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

2

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

支給認定証の任意交付

提案団体

倉敷市

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

子ども・子育て支援新制度における支給認定証の交付を、保護者が希望する場合に限る任意交付制度に改める。

具体的な支障事例

子ども・子育て支援新制度における支給認定証は、現在、すべての申請者(保護者)に交付している。しかし、現場において、保護者が支給認定証を使用する場面は非常に少ない。例えば、幼稚園を利用する1号認定児は、ほとんどの場合同じ幼稚園を3年間利用しており、支給認定証を保護者が使う機会はまず無い。また、2号・3号認定児も、保護者と事業者の関係が密であるために、実情の把握は自治体より事業者の方が早いなど、支給認定証を保護者に交付する必要性が極めて低い。

また、子ども・子育て支援法第23条の規定により、支給認定証は支給認定内容が変更となるたびに回収、交付等が必要である。支給認定の変更の際、保護者は変更前の支給認定証を返還する必要があるが、その使用頻度の少なさから、保護者が変更前の認定証を紛失している場合も多い。

更に、支給認定の変更の際には、自治体の実態把握と実情でタイムラグが生じてしまい、変更後の支給認定証の交付を待たぬまま自治体と事業者側で調整を行うことになる。結局、追認後に交付となり、ここでも支給認定証の存在する意味が薄い。

については、支給認定証の交付は保護者が必要とする場合は交付するという任意交付の制度としてほしい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

支給認定証が任意交付となれば、保管義務または認定区分変更の際に返還義務のある保護者、取りまとめを行う幼稚園等、発行する自治体の事務が大幅に簡素化できるため、三者の負担軽減や経費の削減に繋がるものと考えられる。

根拠法令等

子ども・子育て支援法第20条

子ども・子育て支援法施行規則第2条、第5条、第6条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

石狩市、秋田県、鶴岡市、茂原市、青梅市、三条市、各務原市、瑞穂市、浜松市、津島市、豊田市、尾張旭市、八尾市、伊丹市、岡山県、山陽小野田市、宇和島市、八幡浜市、東温市、北九州市、八女市、大分市

○提案市と同様の事例が発生しているのと同時に、同じ保育所等に入所していても3号から2号への変更は毎月発生し、誕生月に毎月50～60枚交付しているが、当初入所時に交付した支給認定証を紛失している場合が多く、交付した支給認定証を使用するケースは稀であり、一方的に交付している事務となっている。入所調整は市で行っているため、支給認定証の必要性は極めて低い。

○支障事例あり。倉敷市以外の市町村からも支給認定証発行が、手続きを煩雑化しているとの声がある。市町村が利用調整を行う仕組みを前提にすれば、保護者にとって認定証の必要性は低い。

○支給認定内容の変更や紛失等に伴う認定証の発行業務が大きな負担となっている。保護者が支給認定証を活用するシーンはほぼ皆無と考えられ、事務量軽減のための何らかの対策が必要と考える。

○支給認定証の意味を保護者が十分理解されていないこともあり、保育所においては、毎月3歳到達者の保護者に対して2号への変更の認定証を送付すると、そのことに対する問い合わせがあり説明を要する。件数は年間500件程度ではあるものの毎月発生する事務は、確実に増えている。また、入所申請書と支給認定申請書を兼ねた申込様式にしているため、入所できない方にも30日以内に支給認定証を送付すると、入所できるものと勘違いをされるケースがあり、支障をきたした。

○支給認定の事務処理は膨大な量であり、毎月変更があり、認定証を使用する機会も少なく、紛失している保護者もいる。ついては、事務軽減を図るうえでも保護者が必要とする場合に交付する制度が望ましい。

○保護者の就労時間等が変化することは頻繁であり、その都度支給認定の変更や保育料の変更手続きが必要となっている。また、保育短時間認定の場合にあっても、勤務時間帯によっては保育標準時間認定となるなど、その区分は明確ではない。待機児童解消の取り組みとともに、保育所等への入所児童数は年々増加する中、保護者の就労状況の把握を含め、支給認定の変更やそれに伴う保育料や給付費の変更にかかる事務は膨大なものとなっている。

○子ども・子育て支援新制度の施行に伴う支給認定変更に係る事務及びこれに伴う支給認定証の交付事務は、本市においても事務の煩雑さが増し、事務量の負担増となっている。また、保護者においても、支給認定証交付の意味が十分浸透されておらず、支給認定変更あたっての返還が滞る事例が多い。支給認定証の交付については、提案団体の支障事例と同様と考える。

○支給認定証については健康保険証や介護保険証のようにその都度掲示する必要がないので、保護者と事業所(保育所等)と認定する市区町村で認定内容が把握できていれば、変更の都度証書を交付する必要性はないのではないか。支給認定証は認定の内容に変更がなくても、住所変更等認定証の記載の内容に変更があった場合は再度交付しなければならないので非常に事務処理が煩雑になるため、事務の合理化の観点からも、その都度認定証の交付を義務付けることは改善したほうがよい。

○支給認定証については、1号利用者では、一度入園した園を市内転居により(市外転居の場合は認定証が無効となるため)退園し、他の園に入園することはまずなく、2・3号利用者についても利用調整を市がしているため、園には市から入園者情報が提供されるため、実際に使用する機会がほとんどないのが実情である。また、申請後、30日以内に支給認定証を送付することと規定されているため、保育利用の選考事務において、期間的に基準点を精査しきれていない状況で、認定証発行のために基準点とともに決定していく方が効率的な保育標準時間・短時間を先に決定しており、事務の流れが二度手間になっている状況がある。

○施設利用の相談や申請受け付け時には、まず制度や施設利用までの手順を説明することになるが、認定証については、「利用することはあまりありませんが紛失しないでください。ただ紛失しても実害は無いです」と説明することになり、結果的に保護者とともに「意味がない」ことを双方確認することになる。また、児童福祉においては、各種医療証や手当の証書等が発行されており、証の発行・受領の管理や把握が双方の負担となっている。さらには、認定証の在庫管理や作成から発送まで、事務方の作業も大変な重荷となっている。ついては、支給認定証の発行は任意交付の制度としていただきたい。

○子ども・子育て支援新制度における支給認定証は、現状支給認定区分の変更時に返却依頼し、再交付しているのみで、それ以外は必要としていない。返却依頼時に紛失している場合は、変更前の支給認定証を再交付申請により再発行し、交付せず返却された扱いとしている。また、広域利用においても市外の利用する保育所等又はその保育所等が所在する市町村と支給認定保護者の住所地の市町村とが委託契約することから、支給認定保護者の住所地の市町村で支給認定区分が確認できるため、必ずしも支給認定証を必要としない。これらの理由から支給認定証は、支給認定の有無、支給認定区分の確認等のために必ずしも必要でなく、紛失する支給認定保護者もいるため、支給認定証の交付を希望する保護者だけに交付するよう制度改正を希望する。

○提案市と同様の支障あり。産前・産後から育児休暇への変更の場合等、遡及して処理する事例が多い。

○事務が煩雑・保護者が書類の内容についてとまどいがある。

○使用頻度の少なさや認定についての認識不足から認定証の紛失が多いため、任意交付としてほしい。

○支給認定証を保護者が実際に使用する機会は非常に少ない。3号から2号へ変わったり、要件が変わるたびに発行するのは非常に手続きが煩雑で、事務処理の負担や経費の負担(認定証の印刷や郵送料)が大きい。

○保護者において、支給認定証を使用して手続きを行うことは、ほぼないに等しい。しかし、保育必要事由、保

育必要量など認定内容に変更が生じることが多く、その都度、保護者から変更前の支給認定証を返還してもらわなければならないのは、保護者にとって負担となっている。よって、保護者の負担軽減及び事務の軽減化において、支給認定証の発行は、保護者からの交付依頼があった場合にのみ交付する、任意交付に改正するよう要望する。

○子ども・子育て支援法第23条の規定により、支給認定証は支給認定内容が変更となるたびに回収、交付等が必要である。支給認定の変更の際、保護者は変更前の支給認定証を返還する必要があるが、保護者が変更前の認定証を紛失している場合も多々見受けられる。また取りまとめを行う保育所等も現場の全員の先生方が理解しているわけではないので、複数にわたって保護者へ提出を案内をしなければならないなど現場も負担が増している。

○支給認定証の返還については、実態として保護者が支給認定証を紛失している場合が多く、返還させることに必要性がないと感じている。

○本県においては、提案市同様、支給認定証の使用機会の少なさから保護者が紛失してしまっているケースも多く、支給認定証を保管していないといけないと理解している保護者が少ないといった実態がある（各市町村より）。特に、3号認定から2号認定への切り替え等は多く発生する事案であることから、提案市同様任意交付制度に同意する。

○提案市と同様、現場において保護者が支給認定証を使用する場面は非常に少ない。幼稚園、保育所、認定こども園を利用する児童が、就学前に転園を希望することはほとんどない。保護者に支給認定を受けているという意識が薄く、2・3号認定児について支給認定に関する変更があった場合、事業者が保護者の実態を把握して届出を勧奨する場合がほとんどである。届出の際は支給認定証の回収を求めるが、使用頻度の少なさから、保護者が変更前の認定証を紛失している場合も多い。支給認定証の紛失に伴う再交付の申請は、平成27年度中0件であった。子育て世帯の母親はパート等非正規労働者も多く、求職→就労→出産により退職→求職→職業訓練→求職→就労…と頻りに状況が変わる保護者もあり、変更後の支給認定証が交付される前に再度状況が変わっている場合もある。瑞穂市では、保育認定の支給認定こども約1,400人に対し、平成27年度の支給認定変更等に係る処理件数が延べ750件に上っており、保護者、事業所、自治体の3者にとって負担となっている。支給認定証の交付が任意となれば、保護者の保管・返還義務、事業者の取りまとめ、自治体の発行事務がなくなり、3者とも負担軽減が図れるものとする。

○当市も提案市と同様の事例があり、事務が煩雑になっている。支給認定証、入園決定通知書、保育料決定通知書の3通を保護者に送付しているが、後者の2つがあれば事は足り、支給認定証は不要ではないかと疑問に感じることもある。

各府省からの第1次回答

○子ども・子育て支援新制度において、小学校就学前子どもの保護者は教育・保育給付を受けようとするときは、子ども・子育て支援法第19条第1項各号の区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。市町村は、認定を行ったときはその認定の区分、保育の必要性の事由及び保育の必要量その他必要な事項を記載した支給認定証を交付することとなっている。

○支給認定証の交付により、保護者はその時点における当該小学校就学前子どもの認定区分等を把握することができる。市町村にとっても当該小学校就学前子どもの認定区分等の証明となり、教育・保育給付の不正受給を防ぐことができるなど、保護者、市町村、施設間の支給認定区分等に対する認識の齟齬によるトラブルの防止の観点からも必要なものであるため、提案に対する対応は困難である。

○また、支障事例に示されている事例のうち、3号認定から2号認定への変更については、支給認定有効期間を明示することにより、3号と2号をまとめて申請・認定する運用も可能とするなど、支給認定及びその交付に関する事務については、随時その事務負担を軽減するための措置をとっているところである。

○加えて、今回の提案を踏まえ更なる事務負担軽減のため、支給認定証については保護者の同意を得れば施設側が預かることも運用上認めることを明確化し、その旨FAQ等によりお示していくこととしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現在の保育サービス利用については、介護保険制度のようにデイサービスやショートステイなど、複数のサービス・事業所を組み合わせる形態にはなっておらず、事業所への入所調整は市町村が行い、保護者と事業者との間では個別に利用内容等を双方で確認しているため、認定証の必要性は感じられない。

実際に保育所等を利用する際には、事業者と保護者との間で調整(確認)がなされていることから、保護者の就労状況、登・退園時刻等について把握ができており、認定証がなくても支障が出ていない。

また、保育の必要量の変更などにより、変更申請が提出された場合に従前の支給認定証を返還させ、新たな支

給認定証を交付することとしているが、大半の保護者は紛失等で返還されていないのがほとんどである。よって、自治体、事業者、保護者の三者ともに、支給認定証の必要性を感じていないため、交付そのものが法律上の規定であるために、認定証を廃止することは困難であるならば、各自治体の運用上、任意交付とすることで三者の事務軽減が図られるものとして提案するものである。

なお、「認定証を交付することで、不正受給が防げる」とのことだが、利用者の状況を把握している事業所側で概ね就労状況等が確認できるため、変更等を確認した際には、事業所が保護者に対し、届出を促すなどにより不正受給は考えにくいと考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

各府省からの第2次回答

支給認定証の在り方については、保育必要量(保育標準時間・保育短時間)の区分の在り方についてと併せて、地方分権改革推進室と共同で実態調査を行うこととしており、当該調査の結果を踏まえ対応を検討してまいりたい。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

重点事項通番:10

(8月3日 第40回専門部会にて審議)

管理番号

3

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

保育標準時間と保育短時間の統合

提案団体

倉敷市

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

支給認定区分について、保育標準時間と保育短時間を統合する。

具体的な支障事例

保育標準時間と保育短時間の利用者負担額の差は、月額1,000円程度とあまり差がなく、保育標準時間と保育短時間を分けることの保護者側のメリットは少ない。事業者においても、保護者の支給認定の変更が生じるたびに、保育標準時間／短時間認定状況の把握と対応が必要となるなど、事業者側の負担も大きい。また、保育短時間認定と標準時間認定の利用に、明確な区分が無く、短時間就労のものであっても、例えば、1日の労働時間が5時間であるが、勤務時間が午後1時から6時までというケースについて、自治体の判断により標準時間認定となる場合があるなど、個々の判断を自治体で行うことになり、自治体の担当者の負担が大きい。については、保育標準時間と保育短時間を統合してもらいたい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

利用者の保育の必要性の把握(確認)を行なうだけで実務が簡素化でき、保育の必要量の認定のゆらぎがなくなるため、事業者も安定的な経営計画を立てやすくなる。必要な保育士の見通しが立て易く、雇用の安定化につながる。

根拠法令等

子ども・子育て支援法第20条第3項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

石狩市、秋田県、郡山市、日高市、青梅市、小田原市、茅ヶ崎市、長岡市、瑞穂市、浜松市、津島市、豊田市、尾張旭市、城陽市、八尾市、伊丹市、岡山県、防府市、山陽小野田市、宇和島市、八幡浜市、福岡市、北九州市、田川市、八女市、大分市、小林市

○当市では現在保育短時間利用が主流であるため、それを標準時間に誘導するような効果を内在する仕組みとすることは考えにくい。現在当市では、標準時間と短時間の利用者負担額の差を、延長保育の利用料と整合をとって設定している。保護者、自治体ともに事務の煩雑さ解消となることには、基本的に賛同するが、保育8時間なりの利用者負担額を設定することが可能な制度設計としていただきたい。

○支障事例あり。倉敷市以外の市町村からも、保育必要量の区分が、手続きを煩雑化しているとの声がある。

保育短時間利用児が、延長保育を利用した場合に、保育標準時間利用児よりも負担が大きくなるケースもあり、保護者にとっても分かりにくい制度となっている。

○児童一人ひとりの保育標準時間／短時間認定状況の把握が非常に煩雑で事業者側の負担が大きい。経過措置の適用により、兄弟で標準時間認定と短時間認定に分かれた事案も発生しており、現場でも混乱が生じている。

○保育標準時間と短時間の区分を設けたことにより、保護者の権利意識が強くなり、仕事が終わったにもかかわらず、預けられる時間内であることを理由に、迎えに来ないことが多々あると事業者から話を聞く。保育の必要性のみの認定とし、実際の就労時間等に応じた利用時間とすることで、現場で働く保育士等事業者の負担が少なくなる。

○本市においても事務の煩雑化に加え、保護者・施設・行政間の意思伝達のトラブルも多々発生している。また、保育標準時間認定者が、従前と変わらない勤務体制であっても、11時間いっぱい預けられる傾向となっており、保育士不足を助長する状況であるため、早急な改正が望ましい。

○保護者は、保育標準時間と保育短時間を区分することのメリットは少ない。また、保護者も自身が標準時間か短時間であるかを把握していないケースもある。

○保育必要量の認定区分(保育標準時間と保育短時間)の変更に伴い、施設利用時間・利用者負担額・給付費・延長保育の取扱い等も変更となることから、自治体担当者・施設職員の事務負担がかなり大きいものとなっている。また、変更申請に係る保護者負担も増大しているのが現状である。認定区分による利用者負担額の差は僅かであり、短時間認定を受け、就労の関係で突発的に延長保育を利用せざるを得ない場合などにおいては、標準時間認定と同等の経済的負担を負うことも想定され、制度上の不公平感を感じる保護者もいる。認定区分を撤廃することにより、事務負担の軽減及び不公平感の解消を図ることができる。

○保護者の就労時間等が変化することは頻繁であり、その都度支給認定の変更や保育料の変更手続きが必要となっている。また、保育短時間認定の場合にあっても、勤務時間帯によっては保育標準時間認定となるなど、その区分は明確ではない。待機児童解消の取り組みとともに、保育所等への入所児童数は年々増加する中、保護者の就労状況の把握を含め、支給認定の変更やそれに伴う保育料や給付費の変更にかかる事務は膨大なものとなっている。

○本市では、支給認定の変更を業務都合上月1回行っているが、変更直後に保育の必要量が変化するような事象が発生した場合、約1ヶ月実態と異なる認定区分となっている。特に、保育短時間認定から保育標準時間の変更は切り替わるまで、恒常的に延長保育料が発生することも多く、保護者の負担となっている。したがって、保育の必要量の区分を廃止し、保育の利用時間は保育を必要とする範囲での利用とする。

○【地域における課題】保育標準時間と保育短時間の利用者負担額の差異がほとんどないため、11時間の範囲で利用できる権利を得ようと、就労時間を延ばす保護者が増加した。短時間認定と標準時間認定を統合することで、必要な保育士の見通しが立てやすくなり、職員確保にも迅速に取り組めるようになる。

○保護者にとっては、家庭状況等の変動のたびに申請手続きが必要となるため、その対応に係る負担も大きい。また、短時間認定の場合で、予測のできない時間外勤務が発生した際には、延長保育料の負担が生じるなど、保護者の経済的負担も大きい。事業者側でも、保護者の支給認定の変更が発生するたびに、認定状況の把握や変更に伴う事務対応(延長保育料の返金等)が必要となり、負担が生じている。加えて、認定変更に伴う自治体側の事務(変更処理、通知など)もその都度必要となり、関連して保育料や給付費の変更も含め、実務が非常に煩雑になっている。

○短時間標準時間の認定については事務手続きが煩雑になるし、一律に基準を決めてしまうと、家庭の個々の事情に添えない場合もでてくるので、標準時間短時間に分けて認定するよりも、26年度以前のように、個々の事情に添えるような認定制度にするのがよい。

○子ども・子育て支援制度における保育必要量区分(保育標準時間/短時間)においては、利用者負担額はほとんど変わらないにもかかわらず、保育標準時間認定と比較し保育短時間の保育時間が3時間短いなど、保護者にとってのメリットが少ない。事業者においても、支給認定の変更毎に認定内容(標準時間/短時間)の状況把握に努めなければならないと、事務負担増との声を多くの施設よりあげられている。保育の必要量において、標準時間と短時間を統合(もしくは短時間の廃止)することにより、保護者・事業者・自治体の負担軽減に繋がり、ひいては施設経営の安定化にも繋がるものとする。

○保育標準時間認定と保育短時間認定を区分した場合も、保護者負担金の額に差がなく保護者側のメリットが少ない。また、保育園においてもその都度変更される認定区分を把握することに苦慮している。行政側としても、保護者の勤務時間(通勤時間等含む)を確認し、認定変更を行う事務に多くの時間を費やすことになっている。

○保育標準時間・短時間の変更に伴い、保護者においては書類作成、提出及び支給認定証の返還等、施設においては保育時間の管理、保育料の変更、施設型給付費での算定等で負担が大きくなっている。また、市における認定変更に係る事務量は膨大となっているため、本来、入所にかかる相談や情報提供の充実、待機児童の解消方策の検討へ費やすべき労力を認定変更にかかる事務に取られている状況がある。

○バスでの送迎時間を加味すると保育の必要時間の認定も変動してくることが考えられるなど、判定において事務担当者の負担は大きい。また、年度当初においては全保育園に全利用者の標準・短時間の区分を一斉に、さらに年度途中においても変更があれば随時遅滞無く通知しなければならない、事務担当者や保育園のストレスは大変大きくなっている。また、標準・短時間の把握は現場においても非常に負担となっており、保護者と保育士双方の認識不足により、誤って延長保育料金を徴収してしまった事例も発生している。にもかかわらず月額額はさほど差が無く、制度上大きなメリットが感じられないため、標準と短時間の区分を統合していただきたい。

○提案市と同様の支障あり。短時間認定にしても延長保育を使用し、標準時間と変わりなく利用できること、また、入所児童数が増えるわけでもないため、施設・自治体・保護者ともに手間だけが発生し、メリットがない。

○保育料や運営費の算定、支給認定の判定などの事務が煩雑

○利用料金に差が少ない。自治体の担当者の負担大きい。施設が個々の認定把握が難しく、保護者の理解も低く(認定されているので、最大時間利用できるなど)混乱している現状があることから、標準・短時間は統合することが望ましい。

○保育標準時間と保育短時間の利用者負担額の差は、月額 1,000 円程度とあまり差がなく、保育標準時間と保育短時間を分けることの保護者側のメリットは少ない。事業者においては、保護者の支給認定の変更が生じたときに、保育標準時間／短時間認定状況の把握と対応が必要となるなど、事業者側の負担も大きく、状況にあわせて、保育士の勤務体制を変更するなどの対応が必要となるため、保育士の負担も増える。また、保育短時間認定と標準時間認定の利用に、明確な区分が無く、短時間就労のものであっても、ケースによっては、自治体の判断により標準時間認定となる場合があるなど、個々の判断を自治体で行うことになり、担当者の負担が大きい。さらに、公定価格や保育料の区分が増えたため、認定作業等が煩雑化し、システム変更等の経費もかかる。については、保育標準時間と保育短時間を統合してもらいたい。

○本市においては、保育標準時間と保育短時間の利用者負担額の差は最高700円とあまり差がない。しかし保育標準時間認定者と比べると短時間認定者にとっては、急な残業等による延長料金の発生や、通勤に要する時間をどうするかなど保護者の精神的負担が大きい。また、標準時間と短時間を切り替える都度、認定証を交付しなければならない、自治体の事務量増加とともに、事業者(園)の事務も煩雑化している。保育標準時間と保育短時間の統合を希望する。

○保育標準時間と保育短時間の認定は明確な判断基準がなく、ケースバイケースの対応して市町村の負担が大きい。たとえば、1日の就労時間のほかにも通勤時間や通勤手段等によって認定を変えなければならないケースもあり、担当者による調査も時間を要している。また、認定の調査以外にも給付費の計算等で大きくかかわってくるため事業者側と市町村で児童の保育の必要量等を密に確認しており、そういった事務が双方で負担となっている。

○本県においては、保育標準時間と保育短時間の切り替え案件が多く、自治体によっては担当者の業務時間の過半を占めるなど、保護者のメリットが少ないにも関わらず、自治体の事務負担が非常に大きくなっている。標準時間認定を自治体に委ねられているようなケースについても、当県市町村において提案と同様の状況にある。

○保育標準時間と保育短時間の認定は、利用者負担額に大きな違いはないものの園児の登園・降園時間の管理や認定区分の変更に伴う支給認定証の発行、施設型給付費の調整など事業者や行政が行う業務が増加し、まったく効率的と言えない。そもそも保育士不足が改善されないなか、通常の保育に加え園児一人一人の登園・降園時間の管理を行う必要があり保育士の業務は増えている。また、登園・降園時間が異なる園児がクラスに多数存在し、集団活動や園外活動などのクラス単位での活動に非常に支障を来している。園児の登園・降園時間の管理を行うため、事業者は高額な管理システムを導入するなど、当制度にかかるデメリットは多い。

○保育標準時間と保育短時間の利用者負担額にはほとんど差がなく、保護者にとってメリットが少ない。子育て世帯では保育を必要とする理由の変動が多く、これに伴い保育必要量も変更となる。事業所では、利用者負担額の徴収や施設型給付費等の請求のために変更の都度状況を把握する必要があり、結果的に施設型給付費等の請求が遅くなるなど不利益が生じている。本市では、保育認定の支給認定こども約 1,400 人に対し、平成 27 年度の保育必要量の変更に係る処理件数が延べ約 320 件に上っており、事務負担が大きい。また、保育必要量の認定は自治体の判断によるため、広域利用の場合には保護者の居住地の市町村と施設所在地の市町村で調整を取る必要があり、事務が煩雑となっている。保育標準時間と保育短時間を統合することにより、保護者、事業者、自治体の事務負担を軽減することができ、特に事業者においては、事務負担の軽減が保育の質の向上につながるとともに、施設型給付費等の変動が少なくなることにより安定的な経営計画を立てやすくなると見込まれる。

○「就労」の場合における保育時間認定については、月の就労時間が 120 時間未満の場合であっても、1日の勤務時間が保育短時間の利用時間で対応できない場合には市町村判断により標準時間認定とすることができることなどから、保育の必要性の事由が「就労」に限り、標準時間認定に統一することについては賛成である。

○本市は、単一の保育料表を用いているため、認定区分や標準・短時間に関わらず、保育時間が同じであれば

同じ保育料である。そのため、保護者にとっては、標準・短時間の別はあまり意味がない。市が国庫補助金の申請等に用いるのみであるため、標準・短時間が統一されれば、事務の簡素化が図られる。

各府省からの第1次回答

○子ども・子育て支援法第20条第4項に規定する「保育の必要量」については、保護者とその就労の実態等に
応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で保育サービスを利用できるようにするため、「保育標準
時間認定」と「保育短時間認定」の区分を設けている。

○これにより、フルタイムやパートタイムなど保護者の就労の実態に即した形で保育サービスの利用を選択する
ことができる仕組みとなっている。

○提案のとおり上記区分を統一することは、保護者にとって保育サービス利用に当たっての選択肢の幅を狭め
るものである。また、子育ての一義的責任は保護者が有するものであり、保育の実施に当たっては保護者がそ
の就労実態等に
応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で利用できるようにすること、という子ども
・子育て支援新制度の理念に反するものであり、対応は困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

子ども・子育て支援法において、保護者の就労実態等に
応じ、必要な範囲で保育サービスを利用できるようにす
るため、「保育標準時間」と「保育短時間」の区分を設けているが、保護者の就労形態がパートタイムやフルタイ
ムという週又は月の就労時間数だけで保育の必要量を判断することは難しく、通勤時間、残業の有無や残業回
数、勤務シフトの変更等により、保育所等が設定している基本保育時間に合致するかなど、個別の事情につい
ての判断を行わなければならない。突発的に「保育短時間」を超えた場合、それが頻繁に起こり得る可能性の
判断を市町村に求められ、市町村、事業所、保護者にも事務的な負担が生じることになる。

また、保護者側が「保育標準時間」又は「保育短時間」を選択できる仕組みとなっているが、介護保険制度のよう
に、デイサービスやショートステイなど複数のサービスを組み合わせることで利用できる制度であれば、保護者がサー
ビスの選択を行うのは容易であるが、現状では保育所、幼稚園、認定こども園等から単一の施設を選択・利用し
ていることから、「保育標準時間」や「保育短時間」の設定自体が状況に合っておらず、保護者においても解りに
くい。

さらに、保護者の選択の幅を狭めるとのことであるが、認定区分による保育料に大きな差がないことから、統一
しても大きな問題とはならない。

あわせて、子ども・子育て支援制度の理念に反するとの指摘であるが、認定区分を統一したとしても、保育サー
ビスを利用できるのは、保護者が就労等により保育を必要とする時間内であるため、何等理念に反するもので
はないと考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○保育の実施に当たっては保護者とその就労実態等に
応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲
で利用できるようにすること、という子ども・子育て支援新制度の理念に反するとのことであるが、制度創設時の
想定と比べて、短時間の利用度が極めて低い状況にあり、保護者、事業者の負担が大幅に増大しているのでは
ないか。

このように理念と実態が乖離していることから、詳細な実態調査を踏まえ、保育必要量の区分について見直す
べきではないか。

○また、保育必要量の区分の見直しは、事務負担の軽減の観点と併せて、地域の実態に応じた保育サービス
を可能とするものである。

例えば、待機児童が多い市町村では、保護者の就労状況に応じて、児童一人当たりの真に必要な保育量を正
確に把握することができ、保育の供給量を調整することで、効率的な保育士の配置や更なる児童の受け入れを

図れるようになると考えられる。

これは、現行の保育制度の下でもポイント制により入所の判定を行っている実態に鑑みれば、必ずしも市町村にとって新たな負担となるものではないと考えられる。

また、児童の受け入れに余裕のある市町村では、現行の保育標準時間に合わせた保育内容を構成することで、保育の質の向上や延長保育の事務負担の軽減を図れるようになる。

従って、必ずしも事務負担の軽減のための区分の廃止という観点だけではなく、地域の実情に応じた子育て環境の向上という観点からも、保育サービスの提供に関する市町村の裁量を拡大させるべきではないか。

各府省からの第2次回答

保育必要量(保育標準時間・保育短時間)の区分の在り方については、支給認定証の在り方と併せて、地方分権改革推進室と共同で実態調査を行うこととしており、当該調査の結果を踏まえ検討してまいりたい。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

9

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

地方創生推進交付金事業などの地域再生法に関連する手続きを簡略化し、年度当初からの計画的な事業実施が可能な制度とする

提案団体

秋田県、岩手県

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

〈地域再生計画〉

○認定計画の変更を随時認める等、計画認定を機動的に行う

○社会資本整備総合交付金同様に、全体事業費に変更のあった場合のみ計画変更を求める、又は計画終了までを通算して事業費の2割を超えない限り、途中年度での変更を求めないこととするなど、計画変更を求める範囲(対象事業費の2割増減)を弾力化する

〈地方創生推進交付金〉

○内示時期を可能な限り早めるとともに、内示前の事前着手を柔軟に認める

〈制度全体〉

○計画認定・交付決定などに関して、年度当初からの執行が可能なスケジュールを早期に示す

具体的な支障事例

【制度の新設】

地方創生推進交付金を利用した事業の執行には、「地域再生計画の認定または変更の認定」と「同交付金の交付決定」が前提とされている。今年度については、地方創生推進交付金(非公共分)に係る地域再生計画は6月中旬までの申請と、9月前半の認定及び交付金の交付決定が予定されていることから、事業執行は年度後半からとなり、繰越処理も原則として認められていない。

【支障事例】

計画認定に向けた申請は、5/9/1月の年三回とされているほか、交付金交付決定前の事前着手は原則として認められない(個別相談を要する)など、年間の計画的な事業実施に困難が予想される。

具体的には、来年度以降の計画認定・交付決定について、現時点でスケジュールが示されていないが、次年度事業分について変更認定を要する複数年度計画や新たに認定を要する新年度開始事業の計画などが、5月の申請・認定対象となった場合、今年度同様に年度途中からの執行となり、事業を計画的に実施できない。

また、対象事業費の2割を超える増減のある場合、計画の変更を要することから、初年度に調査を行い次年度以降実際の事業に取り組む等の再生計画が、調査結果により概算の計画事業費に変動が生じた場合や、来年度以降の国の交付金予算の変動によって計画を変更した場合など、そのたびに計画変更の認定を求める必要がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

事業の計画的な執行と、事務作業の効率化が図られる。

〈地域再生計画関係〉

・新規・変更計画に係る事業の着手時期を早めることができるほか、変更申請及びその認定に関する国・地方

双方の事務を縮減できる。

<地方創生交付金関係>

・同じく交付金を利用した事業の着手時期を早めることができる。

<制度全体>

・次年度以降の年間の事業計画策定や変更の準備などを計画的に実施できる。

根拠法令等

地域再生法第5条乃至第7条、第13条

同法施行令第9条

同法施行規則第1条、第2条、第10条、第11条

地域再生計画認定申請マニュアル

地方創生推進交付金に関するQ&A

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、鹿角市、山形県、鶴岡市、福島県、郡山市、南会津町、茨城県、袖ヶ浦市、神奈川県、相模原市、三条市、上越市、岐阜県、愛知県、名古屋市、半田市、津市、滋賀県、姫路市、加古川市、島根県、岡山県、山陽小野田市、宇和島市、八幡浜市、福岡県、長崎県、大村市、五島市、雲仙市、熊本県、大分県、延岡市、鹿児島県

○今年度については、第1回の地方創生推進交付金（非公共分）に係る地域再生計画は6月中旬までの申請と、9月前半の認定及び交付金の交付決定が予定されており、第2回は9月以降の申請が予定されていることから、事業執行は年度後半からとなり、繰越処理も原則として認められていないため、事業執行が困難となっている。

また、事業の事前着手が原則認められていないこと、計画の認定までに原則予算計上なされることが求められていることから、事業申請が困難となっている。

○地方創生推進交付金においては、交付要綱及び交付要件の開示から申請期限までの期間が短く、広域連携事業として周辺市町村と予算措置を含めた協議を実施する期間が極めて短い状況にある。

また、年度内2回目以降の申請とした場合の交付決定スケジュール等が開示されておらず、さらに、事業の事前着手が認められていないことから、計画的な年度内の事務執行に支障があり、かつ事業全体のスケジュールに影響し、事業効果を得られる切れ目の無い事業展開に支障が出る。

○本県では、地方創生推進交付金を活用した事業のうち、夏休み期間中に事業を実施する必要がある観光関連の事業を予定していたところ、国は当初、「9月の交付決定前の事前着手は原則認めない」としていた。その後、全国知事会を通じ、交付金の弾力的な運用について申し入れを行った結果、「事業着手を遅らせることにより、事業の目的に重大な支障が生じる場合には、交付決定前に事業着手して差し支えない」との方針が改めて示され、事前着手が可能となったが、本来ならばスケジュール等を早期に示しておくべきものである。

○地方創生推進交付金事業の内容、具体的スケジュール等が示されていない中、5カ年若しくは3カ年の再生計画を組み立てるのに不確定要素が多く、次年度以降の予算編成の方針に大きな影響が及ぼされる。

また、制度改正の遅れにより、年度当初からの事業執行が不可となっていることや事業執行時期が年度途中からとなっても、繰越処理が原則認められていないため、事業を計画的に実施できない。

○本市が申請した地域再生計画は複数年度にわたる計画であるため、認定された場合は次年度以降、年度当初から事業着手することを当然想定している。ところが、現行のスケジュールでは9月の交付決定となっているため、できる限り交付決定の時期を早めるとともに、事前着手についても柔軟に認めていただきたい。

○提案団体が言及している支障事例のとおり、対象事業費の2割を超える増減のある場合、計画の変更を要することから、初年度に調査を行い次年度以降実際の事業に取り組む等の再生計画が、調査結果により概算の計画事業費に変動が生じた場合や、来年度以降の国の交付金予算の変動によって計画を変更した場合など、そのたびに計画変更の認定を求める必要がある。

加えて、当該年度内においても、事業執行時に、入札の執行残などにより、計画事業費に変動が生じる場合もあるが、そのたびに計画変更の認定を求める必要がある。

各府省からの第1次回答

<地域再生計画>

○地域再生計画の変更認定には審査に時間を要し、変更認定を随時認めた場合の事務負担は膨大となるため効率的な事務作業を行う必要があること、地方公共団体において中長期的な展望を見据えた変更を検討いただきたいこと等から、年3回を目途に行っている認定申請スケジュールに合わせて変更申請を受け付けることとしている。

また、軽微な変更は随時受け付けていること、認定地域再生計画に係る相談は随時可能であること、一定の事前着手は認める取扱いをしていること等、地方公共団体の過度な負担とならないよう弾力的な運用に努めている。

今後とも個別の運用において弾力的な対応をしていくとともに、地方公共団体等の要望を踏まえ適切に対応してまいりたい。

○事業全体に影響を及ぼさない範囲での軽微な変更を認めており、この場合、地域再生計画の変更申請を要しないこととしているところ。地方創生推進交付金に係る地域再生計画については、その事業量（地方創生整備推進交付金にあつては施設ごとの整備量又は種類ごとの事業費）の2割以上の増減は事業全体に影響を及ぼさない範囲の変更とは認められないことから、計画の変更申請が必要となる。

今後とも個別の運用において弾力的な対応をしていくとともに、地方公共団体等の要望を踏まえ、適切に対応してまいりたい。

<地方創生推進交付金>

○地方創生推進交付金については、本年4月に施行された改正地域再生法に基づき創設されたものであり、今年度（平成28年度）が初年度であったため、28年度の開始前年に年間の交付決定等のスケジュールを示すことができなかったが、来年度（平成29年度）以降については、年度開始前に、年間スケジュール（申請時期、交付決定時期等）をお示しすることとしたい。

○事業の事前着手については、①交付決定まで事業着手を遅らせると、当該事業の目的達成に重大な支障が生じること、および②地方公共団体の予算計上に当たり、対象となる事業についても本推進交付金の活用が明らかで、単なる財源振替ではない場合には、交付決定以前の事業着手を可能とする取扱いをしており、弾力的な運用に努めている。

<制度全体>

○地域再生計画については1月申請受付・3月認定とのスケジュールをとっており、交付決定についても本スケジュールに併せて実施することを予定している。平成29年度以降は、年度開始前に交付決定までのスケジュールをお示しすることとしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

意見なし

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【神奈川県】

地方創生推進交付金や地域再生計画などの地域再生法に関連する手続きについて、「今後とも個別の運用について弾力的な対応をしていく」とされているとともに、平成29年度以降の地方創生推進交付金については、「年度開始前に交付決定までのスケジュール（申請時期、交付決定時期等）を示す」とされており評価するが、より一層の手続きの簡略化などについて、さらなる検討を求める。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意見が反映されるよう積極的に検討していただきたい。

各府省からの第2次回答

—

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

191

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

地方創生推進交付金の申請手続きの見直し

提案団体

兵庫県、滋賀県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

地方創生推進交付金について、地域の実情に応じた事業執行が可能となるよう、地方版総合戦略等を地方再生計画の代替として申請できるよう、申請手続きを見直すこと

具体的な支障事例

【現状】

改正地域再生法において、地方創生推進交付金の申請にあたっては、地域再生計画を作成し、交付金事業を記載した上で、内閣総理大臣の認定を受ける必要がある。

【支障事例】

地方版総合戦略は、産官学金労言の有識者の意見聴取やパブリックコメントの実施、議会の議決を経て策定されており、地方再生の認定基準(1号基準:地方再生計画基本方針に適合するものであること、2号基準:当該地域における地域再生の実現に相当程度寄与するものであると認められること、3号基準:円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること)を満たしているものである。それにも関わらず、地方創生推進交付金の申請にあたっては地域再生計画の作成が義務付けられていることから、地方にとって二度手間となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地域再生計画の策定を地方版総合戦略に代えることにより、地方にとって事務作業の簡素化が図られる。

根拠法令等

地域再生法第5条、13条
地域再生法施行令第9条
地域再生法施行規則第1条第1項
地方創生推進交付金に関するQ&A

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

秋田県、郡山市、南会津町、千葉県、秩父市、神奈川県、平塚市、三条市、津市、羽曳野市、姫路市、田原本町、島根県、岡山県、新見市、宇和島市、東温市、大牟田市、宮崎県、沖縄県

○支障事例について、地域再生計画は、地方創生推進交付金実施計画書記載内容を引用して作成することとなり、同じ内容を地域再生計画及び交付金実施計画書に記載することとなっている。また、地方版総合戦略は、今後5年間の地方創生の方針を定めたものであり、地域再生計画と求めるものが重複する。

地域再生計画の認定に当たって、認定の判断をする書類を、地方版総合戦略と交付金実施計画書とすることで、地方の事務簡素化を図るべきである。

○推進交付金の申請に当たり、「地域再生計画」の策定が必要となったが、当該計画は、「地方版総合戦略」及び「交付金実施計画」と内容や手続き等で重複する部分も多く、また、過去の例では事前相談から申請後において、たびたび記載の修正を要したことから、交付金申請主体にとって、事務の負担増となっている。

○地方創生推進交付金の申請にあたっては、記載内容がほぼ同じである地域再生計画の作成が義務付けられており、地方にとって二度手間の事務処理である。交付金の交付決定については、交付金交付申請時に提出する書類で足りるのであれば、事務の簡素化のため、地域再生計画の作成義務付け廃止を希望する。

○本市の地方版総合戦略の策定に当たっては、実現可能性の高い施策を優先的に盛り込み、計画期間内での効果発現を目指して速やかな予算化及び執行を目指している。このような中で、改めて地域再生計画を一つずつ作成する作業は大きな事務負担となり、スピード感と実現性が求められる地方創生の趣旨に沿わないと考える。本提案によって申請手続きの簡素化が図られることで、地方版総合戦略に盛り込んだ施策の円滑かつ早期の執行が期待できる。

○提案団体が言及する支障事例に加え、予算措置に関しては、国から交付決定の内諾を受けた後に予算計上に係る議会対応を行うことが議会との関係上適切ではないかと考えるが、申請の条件においては、事前に予算措置の確実性が求められている。交付金の活用が国に認められるかどうか、また、交付金の額が確認できない状態で議会に説明することが難しく、現実的に申請することができない。また、制度内容についても、随時更新されるQ&Aによって明らかになる部分があり、対応に苦慮するところがある。

各府省からの第1次回答

地方創生推進交付金は改正地域再生法に基づく法律補助であるため、地域再生法に基づき地域再生計画の策定・提出は必須となっており、同計画上に同法に規定された事項を盛り込むことが法律上義務付けられている。また、地方版総合戦略が、今後5か年の目標、施策の基本的方向性等を示すものである一方、地域再生計画は、地方公共団体が定めた目標達成に向け、当該地方公共団体が実施する事業及び当該事業を推進するために活用する支援措置を明らかにしたものである。このため、申請に係る事務の簡素化を図ることは重要であるものの、法律で規定された地域再生計画を、類似の内容であるとの理由から、地方版総合戦略により代替できるようにすることは制度の趣旨にそぐわないため、困難である。

また、仮に地方版総合戦略により地域再生計画の代替とすとしても、実施する事業及び支援措置を明らかにし、地域再生法に基づき内閣総理大臣の認定を受ける必要性は変わらず、その場合、地方版総合戦略を変更のうえ記載することになるため、地方公共団体の負担は変わらないばかりか、認定されなかった場合においては、再度地方版総合戦略の変更が必要になるといった不都合が生じるところである。

さらに、地域再生計画として内閣総理大臣の認定を受けた地方版総合戦略を改訂するにあたっては、当府及び関係省庁との協議が必要となることが想定され、双方の事務負担の軽減には必ずしもつながらない。地域再生計画の提出に当たっては、地方公共団体の過度な負担とならないよう対応してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

地方版総合戦略は、地域の現状や将来像、計画期間における施策等を記載しており、地域再生法に基づき、地域再生の目標や事業を定める地域再生計画と同じ趣旨のものである。そのため、地方創生推進交付金の申請にあたり、地域再生計画を改めて作成する必要はなく、地域再生計画を地方版総合戦略に替えるべきである。

また、地方版総合戦略を地域再生計画として内閣総理大臣認定を受ける必要性は認めるが、地方版総合戦略は、5年間の基本的方向性等を示すものであり、改訂することはほとんどなく、内閣府や関係省庁の協議の必要性は少ない。

なお、現状どおり、地域再生計画への詳細な内容の記載を必須とするのであれば、地域再生計画と事業実施計画を1本化することについても検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【神奈川県】

地方創生推進交付金について、法に基づく財政支援であることから、一定の提出資料が必要となることは理解するが、地域再生計画や交付金実施計画を作成すること自体が過度な負担とならないように、引き続き事務の簡素化の検討を求める。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

地方創生推進交付金は地域再生法に基づく法律補助であるため、これを活用する場合には、具体的な事業の内容や当該事業の推進のために活用する支援措置等を盛り込んだ地域再生計画を、法に基づき作成し、内閣総理大臣の認定を受けることが必要である。

他方、地方版総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法に基づき、地方公共団体自身が地方創生に向けた今後5か年の目標、施策の基本的方向性等を示すものであり、内閣総理大臣の認定は不要となっている。

したがって、両者の性質の違いや地域再生制度の趣旨に鑑みて、地域再生計画を地方版総合戦略により代替することは適当ではない。

地域再生計画と交付金実施計画の一本化については、各年度の事業費等、事業の詳細を記載した計画を認定することになるため、各年度の事業費等に変更が生じた場合に逐一認定申請が必要となり、かえって事務負担は増大することとなるため、事務負担を考慮し、事業の詳細を記載した交付金実施計画のうち、最低限の内容について引用する形で記載した地域再生計画を認定することとしている。

事務手続きの簡素化については、地域再生計画と交付金実施計画の記載フォーマットの作成及び記載内容の共通化等の事務負担の軽減のための取組を既に実施しているところであり、今後とも第1回の計画申請・認定等を踏まえた地方公共団体の要望を伺いつつ、引き続き事務手続きの簡素化を進めてまいりたい。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

192

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

地方創生推進交付金の先駆タイプについて、地方自治体が単独で交付申請できるよう要件の緩和

提案団体

兵庫県、滋賀県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

地方創生推進交付金について、地域の実情に応じた事業執行が可能となるよう、地方自治体単独で実施する事業について先駆タイプとして認めるよう要件を緩和すること

具体的な支障事例

【現状】

「地方創生推進交付金に関する Q&A」(平成 28 年5月 27 日事務連絡)で、先駆タイプの申請においては、生涯活用のまち、コンパクトシティ等の事業以外は、一つの地方公共団体が単独で申請交付申請を行うものではないとされた。

【支障事例】

当初、地方創生推進交付金の「先駆タイプ」について、地方自治体の単独事業では申請できないとされていたが、平成 28 年5月 27 日に発出された「地方創生推進交付金に関する Q&A」において、「先駆タイプ」は広域連携事業(複数の地方公共団体がそれぞれ予算計上を行い、共同で交付申請を行うもの)に原則限定されたため、地方の創意を發揮した事業が実施できない。

制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

先駆タイプについて、単独の事業も認められることにより、地方の創意を發揮し、地域の特色や地域が抱える課題に対応した事業を進めることができる。

根拠法令等

地方創生推進交付金に関する Q&A

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例 (主なもの)

北海道、岩手県、秋田県、鹿角市、鶴岡市、福島県、茨城県、千葉県、神奈川県、相模原市、長野県、岐阜県、津市、羽曳野市、奈良県、鳥取市、島根県、岡山県、新見市、広島県、宇和島市、東温市、高知県、福岡県、大牟田市、長崎県、長崎市、熊本県、大分県

○先駆タイプの一要件である地域間連携については、連携先自治体が必ずしも交付金を活用して事業実施するとは限らないことから、地域間連携についての考え方についても柔軟に対応いただき、単独市町村であっても先駆タイプを申請できるようにしていただきたい。

○先駆タイプで申請するためには、複数の地方公共団体が地方創生推進交付金を活用して共同で事業を実施

することが求められているが、申請事業の件数が限られる中、連携する地方公共団体にあつては、一般財源を活用して事業を実施する場合もある。

現在の運用は、活用する財源によって地域間連携の要素を満たしているかを判断するものになっている。

単独事業についても地域間連携の実施の有無を適正に判断できる制度にし、地方の創意・工夫を発揮できる自由度の高い交付金にすべきである。

○「先駆タイプ」の要件である地域間連携については、関係自治体が予算計上して実施する共同事業（広域連携事業）のほか、事業推進のための協議会への参画など、予算を伴わない枠組みによる連携も考えられ、いずれも連携による広域的な効果は生じると考える。

○地域住民等生活支援交付金（地方創生先行型）、地方創生加速化交付金と発展的に事業展開してきた事業において、加速化交付金においても広域連携事業として先駆的事业と認められた事業を行っており、その推進を強固なものにするために推進交付金において先駆的に実施するに当たり、先行的な取組を実施している市（取りまとめの市）における事業について、連携市と比べて先行実施している。

このため、連携市が同じ事業スケジュール及び予算措置を実施することが困難な場合、先導的に実施しようとする市（取りまとめ市）の事業スケジュールが停滞してしまう。

また、初年度に予算を伴わないものの、事業実施において連携をしており、次年度以降の予算措置による連携の調整が出来ている場合においては、先駆タイプでは申請できないため、初年度から広域連携事業として先駆タイプでの申請が出来るようにしてもらいたい。

○「広域連携」を必須の先駆的要素とし、複数自治体が共同して行う広域連携事業にのみ「先駆性」を認める取扱いは、小規模自治体が小さくとも知恵を絞り、個性豊かに輝こうとする地方創生の実現を否定する取扱い。

地方創生の緩やかな地域間競争が始まる中、特に人口規模が小さく財政力の極めて弱い自治体であっても、切磋琢磨し、創意工夫を凝らして行おうとする先導的な取組を支援する観点から単独事業についても先駆タイプの対象事業として認めるべき。

各府省からの第1次回答

地方創生推進交付金については、7月6日付の事務連絡（「平成28年度における地方創生推進交付金の取扱い」の改訂について）により運用の弾力化を行い、ご提案のとおり、先駆タイプについて、予算の共同化以外の形で連携する場合であっても本タイプへの申請を可能とする方向で申請要件を緩和した。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

地方創生推進交付金は、地方版総合戦略に基づく事業を着実に実施するためのものという趣旨を踏まえ、要件や制約は極力排除していただきたい。

したがって、先駆タイプについて、申請要件を緩和していただいたことに加え、さらに、地方自治体単独の事業でも先駆タイプとして認めていただくようお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

関係府からの回答が「提案どおり要件を緩和した」となっているが、改正内容の周知を徹底すべきである。

各府省からの第2次回答

1. 地方創生推進交付金は、地方公共団体の自主性・主体性を尊重しつつ、官民協働、地域間連携、政策間連携等を行う先駆的な取組みを支援するものと位置づけられている。

2. これを踏まえ、先駆的タイプにおいては、自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携の要素は重要であるので、原則として、これらの4つの要素が全て含まれることを、地域再生計画認定申請及び交付金申請の要件としている。特に地域間連携については、地方創生に関する基本法であるまち・ひと・しごと創生法において基本理念の一つとして第2条第6項に掲げられているように、地方創生の取組を進めるうえで重要な要素である。

3. 他方、その在り方については、今般、地方6団体等からの要望も踏まえ、9月末を期限とする第2回応募より、複数の地方公共団体が共同で予算を実施する予算の共同化に限らず、それ以外の形での連携を広く認め

る形で運用の弾力化を図ったところである。また、地域間連携を伴わない取組についても支援することが出来るよう、自立性以外の3つの要素のうち2つが含まれれば申請できる「横展開タイプ」等を設けているところであり、そちらをご活用いただきたい。

4. なお、地域間連携の申請要件に関する運用弾力化については、7月6日、都道府県及び市町村の担当者宛に事務連絡(「平成28年度における地方創生推進交付金の取扱い」の改訂について)を発出し、その上で、第2回応募に向けて7月後半から8月上旬にかけてブロック別に実施した個別相談会(計11回)などの機会に直接説明を行うなど、周知徹底を図ってきたところである。今回、全国市長会から更なる周知徹底を図るよう要望を受けたことを踏まえ、今後実施する予定の説明会等の機会を積極的に活用し、地方公共団体に対するより一層の周知徹底を図ることとしたい。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

重点事項通番:10

(8月3日 第40回専門部会にて審議)

管理番号

12

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

子ども・子育て支援法による支給認定手続の簡素化

提案団体

高知市

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第20条第3項に規定する保育必要量の区分(保育標準時間、保育短時間)を廃止し、保育の利用は、保育標準時間のうち保育を必要とする範囲での利用とする。併せて、法第20条第4項に規定する支給認定証を廃止する。

具体的な支障事例

子ども・子育て支援法第20条に規定する支給認定では、保護者の求職、就労、転職、出産及び育休などの家庭状況等の変動により、支給認定変更手続が必要となり、また保育を必要とする事由により、保育必要量(保育標準時間、保育短時間)が変動し、利用者負担額(保育料)も連動して変更となる。
子育て世帯は家庭状況等の変動が多く、高知市では支給認定子ども約11,000人に対し、平成27年度の支給認定変更等に係る処理件数が1万件を超えており、保護者や保育士がその処理に膨大な時間を費やすことになり、新たな負担となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

保育必要量の区分と支給認定証を廃止することにより、保護者においては書類作成、提出及び支給認定証の返還等、施設においては保育時間の管理や保育料変動への対応及び施設経由の書類のやり取り等が減少し、保護者、保育士ともに子どもに向き合う時間が増加し、児童の処遇が向上する。

根拠法令等

子ども・子育て支援法第19条～第26条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

秋田県、西郷村、茂原市、多摩市、茅ヶ崎市、長岡市、各務原市、磐田市、津島市、豊田市、尾張旭市、城陽市、八尾市、伊丹市、宇部市、防府市、山陽小野田市、宇和島市、八幡浜市、北九州市、八女市、筑紫野市、大分市

○変更手続きなど事務がとても煩雑で、職員の事務処理や申請者の手続きに要する時間が増大している。また、保育園に空きがなく待機となった場合、支給認定証を利用開始の通知と混同する申請者も多く、不満を増幅させる事例もある。申請者が実際に保育サービスを開始できるようになってからの支給決定でよいかわれ、支給認定証の交付が事務に支障をきたしている。

○保育標準時間と保育短時間の認定にあたり、業務に費やす事務量が、事務方と現場保育士に大きく影響して

おり、他の業務に対して支障を来たしている。

○当市においても、標準⇄短時間の認定変更により、膨大な事務作業が発生しており、利用者については、保育時間・保育料の変更、保育園についても保育時間の変更に伴う運営体制の見直しや施設型給付費の変更などが生じてしまう。保育料負担額に大きな差がないに関わらず、保育時間が大きく変わることについての不満も多いので、保育時間は統一したものに戻してほしい。

○保護者の保育が必要な事由に変更があった都度、認定変更の手続きが必要となり、保護者の手続きに係る負担や、認定区分の変更に伴う保育内容への影響について不安を抱く保護者も多い。また、在園児については、多くの保護者が施設を経由して書類を提出するため、マイナンバー等個人情報の管理も増えており施設の負担が増大している。

○保護者の就労時間による標準時間と短時間の変更が頻繁にあり、その都度支給認定証を送付しなければならず、行政サイドの事務量がかなり増加している。各施設においても保育必要量の区分ができたことで、保育時間の管理に注意をはらう必要があることや短時間の延長料金の徴収の仕方が園ごとに決められているため、保護者への説明に苦慮することもある。また、保育必要量の区分ができて、保育料も若干ではあるが差があるため、「標準時間は11時間預けられる。」という意識が保護者に出てきて、以前と同じ就労状況であっても長く預けられる家庭が増え、朝・夕の保育士の配置人数が増え、公立保育所では、時間外勤務が増えている。

○支給認定証に関する事務には、毎月の変更などの事務処理に時間がかかる。また、保育必要量の区分については上記のとおり、メリットは少なく保育所側でも書類の確認や保護者への指導が負担となっている。

○保育必要量の認定区分(保育標準時間と保育短時間)の変更に伴い、施設利用時間・利用者負担額・給付費・延長保育の取扱い等も変更となることから、自治体担当者・施設職員の事務負担がかなり大きいものとなっている。また、変更申請に係る保護者負担も増大しているのが現状である。認定区分による利用者負担額の差は僅かであり、短時間認定を受け、就労の関係で突発的に延長保育を利用せざるを得ない場合などにおいては、標準時間認定と同等の経済的負担を負うことも想定され、制度上の不公平感を感じる保護者もいる。認定区分を撤廃することにより、事務負担の軽減及び不公平感の解消を図ることができる。

○保護者の就労時間等が変化することは頻繁であり、その都度支給認定の変更や保育料の変更手続きが必要となっている。また、保育短時間認定の場合にあっても、勤務時間帯によっては保育標準時間認定となるなど、その区分は明確ではない。待機児童解消の取り組みとともに、保育所等への入所児童数は年々増加する中、保護者の就労状況の把握を含め、支給認定の変更やそれに伴う保育料や給付費の変更にかかる事務は膨大なものとなっている。

○本市では、支給認定の変更を業務都合上月1回行っているが、変更直後に保育の必要量が変化するような事象が発生した場合、約1ヶ月実態と異なる認定区分となっている。特に、保育短時間認定から保育標準時間の変更は切り替わるまで、恒常的に延長保育料が発生することも多く、保護者の負担となっている。したがって、保育の必要量の区分を廃止し、保育の利用時間は保育を必要とする範囲での利用とする。

○支給認定に係る事務により、事務量の増、保護者への負担増(手続き・費用等)となっているため、必要性を認める。

○【地域における課題】子育て世代は、就労の変動(育児休暇含む)が生じやすく、認定変更はかなり多い。時間外労働時間や通勤時間の取扱いについても苦情や相談が多く寄せられ、対応に追われている。新制度以前の就労確認のみを行い、保育必要量の区分と支給認定書の廃止(1号含む)をすることにより、様々な事務の軽減となり、保護者、事業所にとっても簡潔でわかりやすい制度となる。

○子ども・子育て支援制度における保育必要量区分(保育標準時間/短時間)においては、利用者負担額はほとんど変わらないにもかかわらず、保育標準時間認定と比較し保育短時間の保育時間が3時間短いなど、保護者にとってのメリットが少ない。事業者においても、支給認定の変更毎に認定内容(標準時間/短時間)の状況把握に努めなければならない、事務負担増との声を多くの施設よりあげられている。保育の必要量において、標準時間と短時間を統合(もしくは短時間の廃止)することにより、保護者・事業者・自治体の負担軽減に繋がり、ひいては施設経営の安定化にも繋がるものと考えられる。

○保育標準時間・短時間の変更に伴い、保護者においては書類作成、提出及び支給認定証の返還等、施設においては保育時間の管理、保育料の変更、施設型給付費での算定等で負担が大きくなっている。また、市における認定変更に係る事務量は膨大となっているため、本来、入所にかかる相談や情報提供の充実、待機児童の解消方策の検討へ費やすべき労力を認定変更にかかる事務に取られている状況がある。支給認定証については、1号利用者では、一度入園した園を市内転居により(市外転居の場合は認定証が無効となるため)退園し、他の園に入園することはまずなく、2・3号利用者についても利用調整を市がしているため、園には市から入園者情報が提供されるため、実際に使用する機会がほとんどないのが実情である。また、申請後、30日以内に支給認定証を送付することと規定されているため、保育利用の選考事務において、期間的に基準点を精査しきれていない状況で、認定証発行のために基準点とともに決定していく方が効率的な保育標準時間・短時間を先に決定しており、事務の流れが二度手間になっている状況がある。

○児童福祉においては、各種医療証や手当の証書等が発行されており、証の発行・受領の管理や把握が双方の負担となっている。さらには、認定証の在庫管理や作成から発送まで、事務方の作業も大変な重荷となっている。また保育必要量の判定において事務担当者の負担は大きく、年度当初においては全保育園に全利用者の標準・短時間の区分を一斉に、さらに年度途中においても変更があれば随時遅滞無く通知しなければならない。また、標準・短時間の把握は現場においても非常に負担となっており、保護者と保育士双方の認識不足により、誤って延長保育料金を徴収してしまった事例も発生している。にもかかわらず標準と短時間には月額にさほど差が無く、制度上大きなメリットが感じられないため、標準と短時間の区分を統合し、支給認定証を廃止していただきたい。

○制度上、保育必要量の認定等は通常月単位でなされるどころ、実際は保育を必要とする時間は日によって異なるため、制度と現実には差異が生じている。また、就労形態が多様化する昨今、保育短時間の子どもにおいて、就労時間の関係上、延長保育を利用する世帯も存在し、延長保育料を別途支払う当該世帯の経済的負担が大きい。さらに、給付費の請求においても、事業主及び検査する市の事務的負担が大きくなっている。保育標準時間及び保育短時間で区別することで、国、県及び市の財政上の利益は存在するものの、上記の差異が生じていること及び保護者・事業主の各種負担を軽減する必要性が高いことに鑑みると、当該利益を考慮してもなお当該区別を設けることは不当である。したがって、高知市様の提案する措置が適当である。

○保育料や運営費の算定、支給認定の判定などの事務が煩雑

○支給認定変更手続きが想定以上の数となっている。保護者から新制度になり書類の作成、提出及び認定証返却と大変になったとの苦情が多い。また多くの施設より初めて、書類の受け渡しは施設を経由してほしくないとの意見がでている状況である。

○子育て世帯は家庭状況が頻繁に変動、その度に認定の変更が生じ、発生件数はかなり多い。認定変更を窓口や施設を経由して案内しており、施設へ連絡し確認するなど事務量も増加している。また広域で委託している児童については、委託先の市町村により受付の期限が異なるなど、各市町村の判断がさまざまなこともあり個々の対応が難しくなっている。施設側においても市町村とのやりとりが多く、保育に向き合う時間が減少してきていると感じている。

○支給認定の事由等の変更に伴うものも含めて、支給認定証の交付については必要であると考えている。しかし、支給認定証の返還については、実態として保護者が支給認定証を紛失している場合が多く、実態として返還させることに必要性がないと感じている。保育の必要性の事由によって、当該支給認定保護者が必要とする、保育の必要量が異なることから、保育標準時間認定及び保育短時間認定の区分については必要であると考えている。しかし、「就労」の場合における保育時間認定については、月の就労時間が120時間未満の場合であっても、1日の勤務時間が保育短時間の利用時間で対応できない場合には市町村判断により標準時間認定とすることができることなどから、保育の必要性の事由が「就労」に限り、標準時間認定に統一することについては賛成である。

○保護者側は利用者負担額にほとんど差が無い点(差を設けようとするとう短時間の保育料を大幅に引き下げなければいけないという制度設計になっている。)や、支給認定の変更手続きが必要になった点などから、何ら利益は無いと考える。事業者や本市も、保育標準時間、短時間認定状況の把握や変更に伴う事務が必要になり、負担も大きくなっている。保護者の就労方法の多様化から保育標準時間、短時間認定に区分することは、施設型給付費や利用者負担額に矛盾が生じ、困難であると考える。(例にあるように、1日の労働時間が5時間であるが、勤務時間が午後1時から6時までというケースでは標準時間認定となり、施設型給付費や利用者負担額が高くなる。)

○同様の事例について、高知市以外の市町村からも話を聞いている。標準時間認定と短時間認定の区分により事務負担が大幅に増加していることについては改善の必要性を感じるが、廃止することについて、公定価格などその影響も大きいことが考えられる。

○保育の必要量区分(標準時間・短時間)が生じたことにより保護者への確認・変更等事務負担が増えている。短時間認定の新たな設定が増えたが、ほとんど標準時間認定であるため、短時間認定を廃止したい。また、市町村が入園調整を行っている間は、支給認定証が有効利用されていないため事務負担のみが増えている。

○当市も提案市と同様の事例があり、事務が煩雑になっている。支給認定証、入園決定通知書、保育料決定通知書の3通を保護者に送付しているが、後者の2つがあれば事は足り、支給認定証は不要ではないかと疑問に感じることもある。

○当市は、単一の保育料表を用いているため、認定区分や標準・短時間に関わらず、保育時間が同じであれば同じ保育料である。そのため、保護者にとっては、標準・短時間の別はあまり意味がない。市が国庫補助金の申請等に用いるのみであるため、標準・短時間が統一されれば、事務の簡素化が図られる。

保育標準時間及び保育短時間について

○子ども・子育て支援法第20条第4項に規定する「保育の必要量」については、保護者がその就労の実態等に
応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で保育サービスを利用できるようにするため、「保育標準
時間認定」と「保育短時間認定」の区分を設けている。

○これにより、フルタイムやパートタイムなど保護者の就労の実態に即した形で保育サービスの利用を選択する
ことができる仕組みとなっている。

○提案のとおり上記区分を統一することは、保護者にとって保育サービス利用に当たっての選択肢の幅を狭め
るものである。また、子育ての一義的責任は保護者が有するものであり、保育の実施に当たっては保護者がそ
の就労実態等に
応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で利用できるようにすること、という子ども
・子育て支援新制度の理念に反するものであり、対応は困難である。

支給認定証について

○子ども・子育て支援新制度において、小学校就学前子どもの保護者は教育・保育給付を受けようとするとき
は、子ども・子育て支援法第19条第1項各号の区分についての認定を申請し、その認定を受けなければなら
ない。市町村は、認定を行ったときはその認定の区分、保育の必要性の事由及び保育の必要量その他必要な事
項を記載した支給認定証を交付することとなっている。

○支給認定証の交付により、保護者はその時点における当該小学校就学前子どもの認定区分等を把握するこ
とができる。市町村にとっても当該小学校就学前子どもの認定区分の証明となり、教育・保育給付の不正受給を
防ぐことができるなど、保護者、市町村、施設間の支給認定区分等に対する認識の齟齬によるトラブルの防止
の観点からも必要なものであるため、提案に対する対応は困難。

○また支給認定及びその交付に関する事務については、随時その事務負担を軽減するための措置をとってい
るところである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

保育標準時間及び保育短時間について

従来の保育制度では、保育は、保護者が必要とする範囲で利用する意識が定着していたが、子ども・子育て支
援新制度では、保育標準時間及び保育短時間の区分により、時間(保育必要量)に対する対価(保育料)の概
念が生じ、保育を利用する権利の意識が助長され、保育現場では、公平性の確保のため登降園の時間を厳格
に管理するなど新たな負担が発生している。

保育必要量の区分の統一は、保護者や保育士の負担軽減と合わせ、必要な範囲で保育を利用する意識を復活
させる効果も期待され、また、従来どおり保育の必要性に応じて8時間(保育短時間)の利用ができるため、保
育サービスの選択肢に影響はない。

なお、自治体向けFAQ第13版(p.10-No.21)で示されているように、1か月の就労時間が120時間未満であつて
も、適切な判断のもと保育標準時間の利用が可能であることから、保育必要量の区分の統一に支障はないと
考えられ、再度の検討を求めるものである。

支給認定証について

教育・保育の実施には、子どもや家庭に関する情報が必要であり、現実的には、支給認定証の提示のみで教
育・保育を利用することは困難である。

不正受給については、日々登園する子どもや送迎する保護者の確認で防止が可能であり、認定区分等に係る
情報確認は、保護者においては入所承諾通知や保育料納入通知で可能であり、施設においては、利用調整の
過程で別途把握しており、支給認定証の機能は限定的である。

一方、認定区分や保育必要量等の変更、支給認定の取消し等の手続時には保護者に支給認定証の返還を求
める必要があり、保護者や施設の負担となっていることから、再度の検討を求めるものである。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○保育の実施に当たっては保護者がその就労実態等に応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で利用できるようにすること、という子ども・子育て支援新制度の理念に反するとのことであるが、制度創設時の想定と比べて、短時間の利用度が極めて低い状況にあり、保護者、事業者の負担が大幅に増大しているのではないか。

このように理念と実態が乖離していることから、詳細な実態調査を踏まえ、保育必要量の区分について見直すべきではないか。

○また、保育必要量の区分の見直しは、事務負担の軽減の観点と併せて、地域の実態に応じた保育サービスを可能とするものである。

例えば、待機児童が多い市町村では、保護者の就労状況に応じて、児童一人当たりの真に必要な保育量を正確に把握することができ、保育の供給量を調整することで、効率的な保育士の配置や更なる児童の受け入れを図れるようになると考えられる。

これは、現行の保育制度の下でもポイント制により入所の判定を行っている実態に鑑みれば、必ずしも市町村にとって新たな負担となるものではないと考えられる。

また、児童の受け入れに余裕のある市町村では、現行の保育標準時間に合わせた保育内容を構成することで、保育の質の向上や延長保育の事務負担の軽減を図れるようになる。

従って、必ずしも事務負担の軽減のための区分の廃止という観点だけではなく、地域の実情に応じた子育て環境の向上という観点からも、保育サービスの提供に関する市町村の裁量を拡大させるべきではないか。

各府省からの第2次回答

保育必要量(保育標準時間・保育短時間)の区分の在り方については、支給認定証の在り方と併せて、地方分権改革推進室と共同で実態調査を行うこととしており、当該調査の結果を踏まえ検討してまいりたい。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

重点事項通番:10

(8月3日 第40回専門部会にて審議)

管理番号

280

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

子ども・子育て支援新制度下における認定こども園の保育短時間制度の廃止について

提案団体

箕面市

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

認定こども園入園児童の保護者の保育必要時間等に応じて、市町村が決定を行うこととされている「保育標準時間」「保育短時間」のうち、「保育短時間」を廃止する。

具体的な支障事例

子ども・子育て支援新制度における保育短時間は、保育標準時間に比べ保育時間が3時間短い、保護者が負担する保育料はほとんど変わらないなど、保護者にとってメリットがない。
また、法人・市町村にとっても支給認定の変更事務が非常に重い負担となっているなど、制度にメリットが乏しく、運営法人の中には認定こども園を返上したいという声すらある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

保育の必要量に係る事務を改善することで、法人、市町村の事務負担が軽減され、特にこの事務の繁雑さを理由として幼稚園から認定こども園に移行しない園の移行促進を図ることができ、待機児童対策としても有効と考える。
また、現在、短時間認定を受け、想定外の時間外勤務が生じた際は保育料とは別に延長保育料の負担をしている保護者の視点からは、短時間認定が廃止されることで、経済的な負担感や標準時間認定との不公平感が解消される。

根拠法令等

子ども・子育て支援法第20条第3項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

秋田県、郡山市、多摩市、長岡市、瑞穂市、浜松市、磐田市、豊田市、八尾市、宇和島市、福岡市、八女市、筑紫野市、大分市、石狩市

○保育必要量の認定区分(保育標準時間と保育短時間)の変更に伴い、施設利用時間・利用者負担額・給付費・延長保育の取扱い等も変更となることから、自治体担当者・施設職員の事務負担がかなり大きいものとなっている。また、変更申請に係る保護者負担も増大しているのが現状である。認定区分による利用者負担額の差は僅かであり、短時間認定を受け、就労の関係で突発的に延長保育を利用せざるを得ない場合などにおいては、標準時間認定と同等の経済的負担を負うことも想定され、制度上の不公平感を感じる保護者もいる。認定区分を撤廃することにより、事務負担の軽減及び不公平感の解消を図ることができる。

○保護者の就労時間等が変化することは頻繁であり、その都度支給認定の変更や保育料の変更手続きが必要となっている。また、保育短時間認定の場合であっても、勤務時間帯によっては保育標準時間認定となるなど、その区分は明確ではない。待機児童解消の取り組みとともに、保育所等への入所児童数は年々増加する中、保護者の就労状況の把握を含め、支給認定の変更やそれに伴う保育料や給付費の変更にかかる事務は膨大なものとなっている。

○支給認定に係る事務により、事務量の増、保護者への負担増(手続き・費用等)となっているため、必要性を認める。

○【地域における課題】保育標準時間と保育短時間の利用者負担額の差異がほとんどないため、11時間の範囲で利用できる権利を得ようと、就労時間を延ばす保護者が増加した。短時間認定と標準時間認定を統合することで、必要な保育士の見通しが立てやすくなり、職員確保にも迅速に取り組めるようになる。

○子ども・子育て支援制度における保育必要量区分(保育標準時間/短時間)においては、利用者負担額はほとんど変わらないにもかかわらず、保育標準時間認定と比較し保育短時間の保育時間が3時間短いなど、保護者にとってのメリットが少ない。事業者においても、支給認定の変更毎に認定内容(標準時間/短時間)の状況把握に努めなければならない、事務負担増との声を多くの施設よりあげられている。保育の必要量において、標準時間と短時間を統合(もしくは短時間の廃止)することにより、保護者・事業者・自治体の負担軽減に繋がり、ひいては施設経営の安定化にも繋がるものと考え。

○保育標準時間・短時間の変更に伴い、保護者においては書類作成、提出及び支給認定証の返還等、施設においては保育時間の管理、保育料の変更、施設型給付費での算定等で負担が大きくなっている。また、市における認定変更に係る事務量は膨大となっているため、本来、入所にかかる相談や情報提供の充実、待機児童の解消方策の検討へ費やすべき労力を認定変更にかかる事務に取られている状況がある。

○子ども・子育て支援新制度における保育短時間は、保育標準時間に比べ保育時間が3時間短い、保護者が負担する保育料はほとんど変わらないなど、保護者にとってメリットがない。また、法人・市町村にとっても支給認定の変更事務が非常に重い負担となっているなど、制度にメリットが無い。

○保育の必要性の事由によって、当該支給認定保護者が必要とする、保育の必要量が異なることから、保育標準時間認定及び保育短時間認定の区分については必要であると考えている。しかし、「就労」の場合における保育時間認定については、月の就労時間が120時間未満の場合であっても、1日の勤務時間が保育短時間の利用時間に対応できない場合には市町村判断により標準時間認定とすることができることなどから、保育の必要性の事由が「就労」に限り、標準時間認定に統一することについては賛成である。

○保育標準時間と保育短時間の利用者負担額にはほとんど差がなく、保護者にとってメリットが少ない。子育て世帯では保育を必要とする理由の変動が多く、これに伴い保育必要量も変更となる。事業所では、利用者負担額の徴収や施設型給付費等の請求のために変更の都度状況を把握する必要があり、結果的に施設型給付費等の請求が遅くなるなど不利益が生じている。当市では、保育認定の支給認定こども約1,400人に対し、平成27年度の保育必要量の変更に係る処理件数が延べ約320件に上っており、事務負担が大きい。また、保育必要量の認定は自治体の判断によるため、広域利用の場合には保護者の居住地の市町村と施設所在地の市町村で調整を取る必要があり、事務が煩雑となっている。保育標準時間と保育短時間を統合することにより、保護者、事業者、自治体の事務負担を軽減することができ、特に事業者においては、事務負担の軽減が保育の質の向上につながるとともに、施設型給付費等の変動が少なくなることにより安定的な経営計画を立てやすくなると見込まれる。

○保育の必要量区分(標準時間・短時間)が生じたことにより保護者への確認・変更等事務負担が増えている。短時間認定の新たな設定が増えたが、ほとんど標準時間認定であるため、短時間認定を廃止したい。

○提案市と同様の支障有。石狩市では、短時間認定であっても、標準時間の範囲内であれば月額保育料に差がでないように対応を行っている。廃止されればこの対応の事務負担等も解消され、保護者の不要な混乱もなくなる。

○当市は、単一の保育料表を用いているため、認定区分や標準・短時間に関わらず、保育時間が同じであれば同じ保育料である。そのため、保護者にとっては、標準・短時間の別はあまり意味がない。市が国庫補助金の申請等に用いるのみであるため、標準・短時間が統一されれば、事務の簡素化が図られる。

各府省からの第1次回答

○子ども・子育て支援法第20条第4項に規定する「保育の必要量」については、保護者がその就労の実態等に応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で保育サービスを利用できるようにするため、「保育標準時間認定」と「保育短時間認定」の区分を設けている。

○これにより、フルタイムやパートタイムなど保護者の就労の実態に即した形で保育サービスの利用を選択することができる仕組みとなっている。

○提案のとおり上記区分を統一することは、保護者にとって保育サービス利用に当たっての選択肢の幅を狭めるものである。また、子育ての一義的責任は保護者が有するものであり、保育の実施に当たっては保護者がその就労実態等に応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で利用できるようにすること、という子ども・子育て支援新制度の理念に反するものであり、対応は困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○保護者の就労の実態については、フルタイムやパートタイムなど様々であり、また、就労時間帯も早朝や日中、夜間など多岐にわたっている。
「保育短時間認定」の8時間の時間帯設定は、市町村が行うこととされており、本市では午前9時から午後5時までとしている。
例えば就労時間帯が午前8時から午前12時までの4時間の場合は「保育標準時間認定」となり、就労時間帯が午前10時から午後4時までの6時間の場合は「保育短時間認定」となり、保育の利用時間数と認定区分が逆転し、逆転することで保護者間の不公平感が生じる。
また、保育料の設定についても、両区分間で3時間の差があるものの保育料月額に、ほぼ差がないことも保護者の不公平感を増長している。
○回答の内容は、「上記区分を統一することは保護者にとって保育サービス利用に当たっての選択肢の幅を狭めるものであり、保育の実施に当たっては保護者がその就労実態等に応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で利用できるようにすること、という子ども・子育て支援新制度の根本理念に反するものであり、対応は困難」との内容であるが、子ども・子育て支援新制度施行後の実態が当該制度の根本理念から大幅に乖離していることから、実態に即して制度を再構築する必要があると考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○保育の実施に当たっては保護者がその就労実態等に応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で利用できるようにすること、という子ども・子育て支援新制度の理念に反するとのことであるが、制度創設時の想定と比べて、短時間の利用度が極めて低い状況にあり、保護者、事業者の負担が大幅に増大しているのではないか。
このように理念と実態が乖離していることから、詳細な実態調査を踏まえ、保育必要量の区分について見直すべきではないか。
○また、保育必要量の区分の見直しは、事務負担の軽減の観点と併せて、地域の実態に応じた保育サービスを可能とするものである。
例えば、待機児童が多い市町村では、保護者の就労状況に応じて、児童一人当たりの真に必要な保育量を正確に把握することができ、保育の供給量を調整することで、効率的な保育士の配置や更なる児童の受け入れを図れるようになると考えられる。
これは、現行の保育制度の下でもポイント制により入所の判定を行っている実態に鑑みれば、必ずしも市町村にとって新たな負担となるものではないと考えられる。
また、児童の受け入れに余裕のある市町村では、現行の保育標準時間に合わせた保育内容を構成することで、保育の質の向上や延長保育の事務負担の軽減を図れるようになる。
従って、必ずしも事務負担の軽減のための区分の廃止という観点だけではなく、地域の実情に応じた子育て環境の向上という観点からも、保育サービスの提供に関する市町村の裁量を拡大させるべきではないか。

各府省からの第2次回答

保育必要量(保育標準時間・保育短時間)の区分の在り方については、支給認定証の在り方と併せて、地方分権改革推進室と共同で実態調査を行うこととしており、当該調査の結果を踏まえ検討してまいりたい。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

23

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

認定子ども園法が定める公私連携幼保連携型認定子ども園の運営主体の拡大

提案団体

九重町

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

認定子ども園法第34条第1項により、学校法人及び社会福祉法人に限られている公私連携幼保連携型認定子ども園の運営主体に、地方独立行政法人を加える。

具体的な支障事例

【制度改正の経緯】

町では、平成28年度から公立の幼保連携型認定子ども園の運営を開始した。公立ということで信頼性・安定性の面において、利用者から高い評価を受けているものの、個々の特性に応じたきめ細やかなサービスの提供、信頼性・安定性を担保しつつ民間の活力やノウハウを活かすかが課題となっている。

【支障事例】

公立園のため、定員管理の関係上、園の職員における臨時職員の割合が増加している。臨時職員は雇用環境が不安定であることを理由に、今年度の保育士等の募集では必要数の半分程度の人員しか確保ができず、人材確保に支障をきたしている。また、正規職員と臨時職員では、職務内容と求められる成果は同じにもかかわらず、賃金等の待遇に差があるため、職員の意欲低下を招くことになりかねない状況にある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【改正の効果】

地方独立行政法人が運営することにより、独立採算制を原則とした経営ができる。また、地方独立行政法人が保育士等を正規職員として継続的に雇用することにより、安定的な人材確保と待遇面での向上が期待できる。さらに、その効果として職員の意欲向上と質の高いサービスの提供が見込まれる。

【国が進める政策との関係】

町が責任をもって、効率的に質の高い子育て支援を行うことを可能とする本提案は、「地域において子どもが健やかに育成される環境の整備」という認定子ども園法の目的に沿うものであるとともに、国が最重要課題として推進する一億総活躍社会の実現や地方創生にも直接的に関係するものである。

根拠法令等

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第34条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

各府省からの第1次回答

公私連携幼保連携型認定こども園は、民間法人に子ども・子育て支援に関する中核的な役割を担う幼保連携型認定こども園を運営してもらうこと等を期待して、市町村と民間法人とが協定を結ぶことによって、市町村がその運営に一定の責任を果たす、あくまでも民間法人立の幼保連携型認定こども園であることから、当該規定の適用は不相当である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現行の地方独立行政法人法第21条第4号により、地方独立行政法人が広汎に社会福祉事業を經營することが認められているものと認識している。

その上で、貴府省の回答によれば、「民間法人に子ども・子育て支援に関する中核的な役割を担う幼保連携型認定こども園を運営してもらうこと等を期待して」運営主体を民間法人(学校法人、社会福祉法人)に限定しているとのことであるが、提案の背景として、当町では民間法人が希少であることにより、支障が生じているという状況がある。

「市町村と民間法人とが協定を結ぶことによって、市町村がその運営に一定の責任を果たす」とあるが、地方独立行政法人であっても、業務方法書の認可権限や人事管理権を行使することにより、運営に対して一定の責任を果たすことも可能であると考えます。

その上で、改めて公私連携幼保連携型認定こども園の運営主体に地方独立行政法人を追加することについて検討いただきたい。

また、民間法人(学校法人、社会福祉法人)に限定している趣旨についても、具体的に御説明をいただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

ご指摘の「公私連携幼保連携型認定こども園」は、民間法人に施設運営してもらうためのインセンティブを付与しつつ、協定により市町村がその運営に一定の責任を果たすための仕組みである。あくまでも「公」と「私」の連携として、民間法人へ地方公共団体が一定の関与及び補助を行うことを目的としているものであることから、地方公共団体が設置するものである地方独立行政法人を対象とすることは、その目的・主旨からみて不相当である。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

24

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

地方独立行政法人法施行令が定める公共的な施設の範囲の拡大

提案団体

九重町

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

地方独立行政法人法施行令第4条が規定する公共的な施設の範囲にこども園を加える。

具体的な支障事例

管理番号23に同じ

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

管理番号23に同じ

根拠法令等

地方独立行政法人法施行令第4条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

各府省からの第1次回答

幼保連携型認定こども園は学校かつ児童福祉施設という位置づけを有しているが、学校教育法上、学校を設置できるのは国及び国立大学法人、地方公共団体及び公立大学法人、学校法人であり、幼保連携型認定こども園についてはそれに加えて社会福祉法人に限られているところ。

地方独立行政法人を幼保連携型認定こども園の運営主体として追加することについては、学校かつ児童福祉施設の双方の機能を持つ幼保連携型認定こども園を安定的・継続的に運営できる体制等様々な観点から慎重な検討が必要である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

管理番号23で述べたとおり、当町においては、民間法人が希少であることにより、支障が生じているという状況がある。学校かつ児童福祉施設の双方の機能を持つ幼保連携型認定こども園を安定的・継続的に運営できる体制整備等様々な観点から、引き続き御検討いただくとともに、安定的・継続的に運営できる体制整備等様々な

観点のうち、具体的にどのような観点で地方独立行政法人が不適當なのかお示しいただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

管内の民間法人が希少であれば管外の法人を招致したり、協力を得て新規に設置したりすることも可能であり、また、民間法人であっても公私連携協定の締結等により、自治体が安定的・継続的に運営できる体制整備に関与できることから、ご指摘の事由により地方独立行政法人が幼保連携型認定こども園を設置する必要性は認められない。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

27

提案区分

A 権限移譲

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

認定こども園及び保育所の認可権限の移譲

提案団体

福島県、秋田県

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

都道府県知事等有する認定こども園及び保育所の認可権限を市町村に移譲すべき。

具体的な支障事例

【現状】

幼保連携型認定こども園及び保育所については、都道府県、指定都市及び中核市(以下「指定都市等」という。)に認可権限があるが、それ以外の認定こども園の認可権限については都道府県に存置されている。また、指定都市等が認可を行う場合には、区域を越えた広域調整の必要性から、都道府県に協議を行っている。

一方、平成27年4月からの子ども・子育て支援新制度において、就学前の教育・保育に関する実施主体は市町村と位置づけられ、市町村は、19人以下の児童を保育する小規模保育事業を含む地域型保育事業の認可等、就学前の教育・保育に関し一体的・包括的な施策を実施している。

【支障事例】

A市からの補助を受け認定こども園を整備したB法人は、設計・工事監理の各段階で、A市及び認可権限を持つ本県と二重に調整を行う必要が生じた。

【制度改正の必要性】

指定都市等への権限移譲は一定程度進んでいるものの、地域の実情に通じる市町村が就学前の教育・保育環境の整備を一体的・包括的に進めることができるよう、認定こども園等に係る認可権限の市町村への権限移譲を更に進める必要がある。

そこで、区域を超えた広域調整を担保するため、都道府県への協議を附加した上で、地域型保育事業同様、認定こども園等の認可権限を市町村に移譲すべきである。

広域調整の必要性は認めるが、それのみをもって都道府県が認可権限を持つ明確な理由とはならず、指定都市等の例にあるように都道府県への協議をもって広域調整は十分に機能するものとする。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

市町村が地域の実情に応じ就学前の教育・保育環境を一体的・包括的に整備することが可能となる。

根拠法令等

児童福祉法第35条

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、徳島県、高知県、沖縄県

○本県においても同様に、事業者が県と市町村と二重に調整を行っている状況であるとともに、地域の実情に通じる市町村が就学前の教育・保育環境の整備を一体的・包括的に行う必要があることから制度改正を要望する。

○保育所や幼保連携型認定こども園は、指定都市や中核市に権限移譲されているが、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は都道府県となっており、事業者にとってわかりにくく、事務も繁雑になっている。

○本県においても、社会福祉法人の設置認可及び施設整備に係る補助事業を市が行うとともに、幼保連携型認定こども園や保育所の設置認可は県が行うという事案が発生しており、施設の設置を目的とする者においては、県・市それぞれと協議する必要があるほか、県・市それぞれの審査の進捗状況等を適宜確認する必要があるなど、事務の繁雑化の一因となっている。

○新制度において、確認を市町村で行うこととなっているが、認定こども園の認定については県となっており、定員の変更など、それぞれに手続きを要している。

市町村へ一本化されることで施設側の負担の軽減にもつながる。

各府省からの第1次回答

保育所の認可権限や認定こども園の認定権限の市町村への移譲を希望する自治体については条例による事務処理特例等を活用していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

地域の実情に通じた教育・保育の実施主体である市町村が認定権限を持つことが合理的であることから、希望する市町村のみならず、全ての市町村に権限委譲すべきである。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の設置については、これまでの指定都市市長会の提案を踏まえ、指定都市へ権限移譲すべきである。

それ以外の市町村については、市町村の希望等を踏まえ、事務処理特例によって移譲することとし、全国的に移譲の実績が上がった段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すこととすべき。

保育所の設置については、市町村立は都道府県への届出、民間立は都道府県の認可であり、また、保育所への指導監督については、国の定める最低基準に基づき、都道府県が報告、立ち入り、検査等の

各府省からの第2次回答

市町村が保育所の認可や認定こども園の認定を行うことの是非については、自治体によって状況が異なることから、権限の移譲を希望する場合は、条例による事務処理特例等を活用していただきたい。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

142

提案区分

A 権限移譲

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

「幼保連携型」以外の認定こども園に係る「認定」権限の都道府県から指定都市・中核市への移譲

提案団体

宇都宮市

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

「幼保連携型」以外の認定こども園に係る「認定」権限を都道府県から指定都市・中核市へ移譲することを求める。

具体的な支障事例

【背景】

「幼保連携型」認定こども園の「認可」権限は中核市に付与されているが、他の種類の認定こども園（「幼稚園型」、「保育所型」及び「地方裁量型」）に係る「認定」権限は、都道府県に存置されている。

一方、施設型給付費の支給に係る施設としての「確認」の権限は、いずれの種類においても市町村が有している。

【支障事例】

このことにより、中核市の域内に「幼保連携型」以外の認定こども園を設置する事業者は、都道府県と中核市の両方で手続きをとる必要があり、煩雑である。

また、中核市は、「幼保連携型」以外の認定こども園の開設までのスケジュール管理ができず、例えば、年度の終盤に翌年度4月の開設が決まった施設については、市民への周知期間を十分に確保することができないことから、市民の選択の幅を狭めてしまうなど、適切な教育・保育サービスの提供に支障が生じている。

また、「子ども・子育て支援新制度」が施行され、市町村は、法定計画として「市町村子ども・子育て支援事業計画」を平成26年度末に策定し、制度の実施主体として、地域における教育・保育ニーズに応じた供給体制の確保に取り組んでいるところであり、確保策の一つとして、認定こども園への移行について積極的に働きかけているが、中核市には「幼保連携型」以外の認定こども園の認定権限がないため、認定申請手続きを進めていく中で、最終的な認定の可否等については確実な判断を示すことができないことがあるなど、地域の実情に応じた確保策を進めていくには、限界があるほか、事業者の利用定員の設定に対し、直接意見を述べるできないなど、計画的な供給体制の確保に支障が生じている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

都道府県と中核市に分かれている認定こども園の「認定」と「確認」の申請窓口を中核市に一本化することにより、事業者の利便性が向上する。

また、中核市主体のスケジュール管理が可能となり、当該開設見込みの施設の利用を検討している市民に対する十分な周知ができるようになるなど、市民サービスの向上につながる。

更に、市町村の教育・保育ニーズに応じた種類の認定こども園への移行について、事業者に対し、より積極的に働きかけることができるほか、利用定員の設定についても、施設の設置者に直接、協力を求めることができるようになるなど、より計画的に供給体制を確保することができる。

根拠法令等

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条 等

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、秋田県、神奈川県、高知県、沖縄県

○保育所や幼保連携型認定こども園は、指定都市や中核市に権限移譲されているが、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は都道府県となっており、事業者にとってわかりにくく、事務も複雑になっている。

○本県でも、幼保連携型以外の認定こども園の認定等の権限については、事務処理特例条例において希望する政令指定都市・中核市に権限を移譲しており、幼保連携型認定こども園と同様の仕組みにすることは、事業者にとっての負担軽減や行政における事務の効率化につながると考える。

○本県も同様の状況であり、中核市の域内に「幼保連携型」以外の認定こども園を設置する事業者は、県と中核市の両方で手続きをとらなければならないため、事業者の負担感が大きい。

県と中核市の間で、十分な情報共有を図ってはいるものの、当該市には「幼保連携型」以外の認定こども園の認定権限がないため、認定申請手続の中で認定の可否等の判断を示すことができず、また、事業者の利用定員の設定に対する意見を直接述べるできないなど、計画的な供給体制の確保に支障をきたしている。

○新制度において、確認を市町村で行うこととなっているが、認定こども園の認定については県となっており、定員の変更など、それぞれに手続きを要している。

各府省からの第1次回答

幼保連携型認定型こども園以外の認定こども園の認定権限については、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)」に基づき、子ども・子育て支援新制度の施行状況や条例による事務処理特例制度による指定都市における認定状況等を踏まえつつ、指定都市に移譲する方向で、関係団体と協議・調整を行っていく。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

事務処理特例制度により指定都市等が個別に権限移譲を受けることは可能であるが、全国的に待機児童の解消が喫緊の課題となっている中、窓口の一本化による事業者の負担軽減などが認定こども園への移行の後押しとなり、保育の受け皿確保へと繋がることから、法令により中核市を含め、一律に権限移譲されるよう検討していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【神奈川県】

幼保連携型認定こども園の認可権限については指定都市及び中核市に移譲されており、移行に係る事業者からの相談対応等を効率化するため、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定権限も指定都市及び中核市に移譲すべきである。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

これまでの指定都市市長会の提案を踏まえ、指定都市へ権限移譲すべきである。
それ以外の市町村については、市町村の希望等を踏まえ、事務処理特例によって移譲することとし、全国的に移譲の実績が上がった段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すこととすべき。

【全国市長会】

指定都市への移譲については、十分に検討すること。
中核市への移譲については、手挙げ方式も含めた検討を求める。

各府省からの第2次回答

指定都市への移譲については、第1次回答で回答したとおり、指定都市に移譲する方向で、関係団体と協議・調

整を行っていく。

中核市への移譲については、引き続き関係団体と協議・調整を行ってまいりたい。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

291

提案区分

A 権限移譲

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

認定こども園(幼保連携型以外)の認定権限の中核市への移譲

提案団体

大阪府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等事務・権限の移譲について、幼保連携型認定こども園の認可と同様に、中核市にも移譲する。

具体的な支障事例

【制度改正が必要な理由】

認定こども園の認可・認定等の権限について、平成27年12月22日地方分権改革推進本部決定「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」において、政令指定都市に対してのみ認定等の権限を移譲する方針が示されている。

政令指定都市と同様に、住民に身近で専門能力を有する中核市においても、市で全ての認定こども園に係る事務ができれば、様式の統一等、事務の効率化が図れるとともに、地域の実情に応じた効率的、効果的な事業実施が可能となる。

【支障事例】

現在、幼保連携型認定こども園については市の事務、幼保連携型以外の認定こども園は府の事務となっている。施設類型によって権限を有する自治体が違うため、書類の様式や認可・認定スケジュール、書類の提出先等が異なり、事業者にとっては手続きが煩雑になるとともに、市としては認定こども園に係る事務を一体的に進めにくくなっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

幼保連携型認定こども園の認可等の権限と併せて、幼保連携型以外の認定こども園の認定等の権限も移譲することで、認定こども園に係る事務について市で完結することが可能となり、事業者にとっての負担軽減や行政における事務の効率化につながる。

根拠法令等

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
第3条、第4条、第7条、第8条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、秋田県、神奈川県、長野県、京都府、高知県、沖縄県

○保育所や幼保連携型認定こども園は、指定都市や中核市に権限移譲されているが、幼保連携型認定こども

園以外の認定こども園は都道府県となっており、事業者にとってわかりにくく、事務も繁雑になっている。
○本県でも、幼保連携型以外の認定こども園の認定等の権限については、事務処理特例条例において希望する政令指定都市・中核市に権限を移譲しており、幼保連携型認定こども園と同様の仕組みにすることは、事業者にとっての負担軽減や行政における事務の効率化につながると考える。
○本県でも同様の状況にあり、幼保連携型と幼保連携型以外の認定こども園では権限を有する自治体が異なるため、事業者にとって申請に係る相談先や書類の提出先などが分かりにくくなっているほか、中核市では認定こども園に係る事務を一体的に進めにくくなっている。
○新制度において、確認を市町村で行うこととなっているが、認定こども園の認定については県となっており、定員の変更など、それぞれに手続きを要している。

各府省からの第1次回答

中核市への認定権限の移譲については、指定都市と併せて検討していく。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

全国的に待機児童の解消が喫緊の課題となっている中、事業者の負担軽減や行政事務の効率化によって認定こども園への移行が一層促進され、保育の受け皿確保へと繋がることから、早期に権限移譲が実現されるよう検討していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

指定都市以外の市町村については、市町村の希望等を踏まえ、事務処理特例によって移譲することとし、全国的に移譲の実績が上がった段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すこととすべき。

【全国市長会】

中核市への移譲については、手挙げ方式も含めた検討を求める。

各府省からの第2次回答

引き続き関係団体と協議・調整を行ってまいりたい。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

31

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

個人番号を利用した情報連携の対象情報の拡大

提案団体

東京都

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第19条第7号の規定による個人番号を利用した情報連携に関し、難病の患者に対する医療等に関する法律(以下「難病法」という。)に基づく特定医療費の支給に関する事務における情報連携で提供が受けられる「住民票関係情報」の対象に「住所地情報」を加えるよう、番号法の改正等

具体的な支障事例

マイナンバーによる情報連携においては、都の医療費助成事務システム等の入力情報を活用し、区市町村に対する住民票関係情報の照会を効率的に行うことが可能となるが、現行の番号法の規定では、「住所地情報」が取得できない。
住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)により「住所地情報」を確認する場合、マイナンバーによる情報連携とは別に、住基ネット専用端末での作業が必要となる。加えて、事業執行部署配置の住基システム端末では個別検索しかできないことや、一括での情報検索作業は自治体に1台しか設置されていない親機に限られていることなどから、照会件数が多い場合は、情報提供を受けるまでに時間を要する。
難病法に基づく特定医療費の認定事務においては、申請者の住所地確認が必要となるが、住基ネットにより住所を検索する場合、医療費助成の認定までに時間を要することとなり、申請者に対し不利益を生じさせるおそれがある。そのため、申請の際に住民票の添付を求めざるを得ず、利便性の向上が図られない。
なお、難病法に基づく事務以外で、番号法の規定による情報連携を行える事務においても、住所地確認を必要としているもの(児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費助成事務等)があり、同様の課題がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

申請等の際に住民票の添付省略が可能となり、対象者の利便性が向上されるとともに、都道府県において支給認定に必要な情報を円滑に取得できることから行政事務の効率化につながる。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号、別表第二第119の項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

山形県、茨城県、神奈川県、長野県、静岡県、豊田市、滋賀県、島根県、鳥取県、岡山県、沖縄県

○本県でも同様の支障事例が生じており、申請者に対し住所地情報と共に同一保険に加入している世帯員を確認するため住民票の添付を求めざるを得ず、利便性の向上は図られていない。

○提案県と同様に番号法の規定では住所地の確認ができないため、申請者に個人番号の記載を求めた上で住民票の提出を求めることになり、住民にとって利便性の向上が図られない。また、住基ネットによる取得も可能であるが、端末が本庁にしかなく申請を受けける保健所では確認ができず、事務処理に時間を要することになる。

○現時点では情報連携が始まっていないが、本県においても毎年1万件程度の申請があり、職員が個別に住民基本台帳システムで住所確認を行うと膨大な事務処理手間が増える。一方で、申請者の方にこれまで通りに住民記載事項証明書を市町役場で取得するよう求めることは、個人番号制度導入の意義につながらないと考えている。

○難病法に基づく特定医療費の認定事務等において、本県においても、住所地を確認する必要があり、住民票の添付を求めているところである。マイナンバーを利用した情報連携により住所地情報が取得できない場合、申請に際し、住民票の提出を求めることになり、申請者の負担が軽減されないとともに、本県における認定事務の効率化も図れない。

○難病法に基づく特定医療費の認定事務等において、申請には対象者の住所地確認が必要となる。しかし、マイナンバーによる情報連携では「住所地情報」が取得できないため、住基ネットによる検索を利用することとなるが、医療費助成の認定までに時間がかかり、申請者に対し、不利益を生じさせるおそれがある。

各府省からの第1次回答

住所地情報については、住民基本台帳法に基づき、各地方公共団体が住民基本台帳ネットワークシステムにより確認することが可能であることから、情報提供ネットワークシステムによる情報連携の対象とはしていません。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

各府省からの回答にあるとおり、住民基本台帳ネットワークシステムにより住所地情報を確認する方法をとることで、具体的な支障の解消等が図られるものと認識しているが、他県における支障事例にもあるとおり住基ネット端末を配備する方法による支障の解消は、自治体の現状等に即しておらず、費用の面からも現実的ではない。

申請者の利便性の向上及び行政事務の効率化の観点から、住基ネットの追加配備に依らない形での情報検索が求められており、情報セキュリティを担保した上で、情報提供ネットワーク上の制約を解消すべきである。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【静岡県】

静岡県では、住基ネットの利用について、安易に増設という形をとるのではなく、業務フローの見直しによって運用を行う方針であるため、住基ネット端末の増設は予定しておらず、他業務で使用している既存の住基ネット端末を利用する。

その結果、他部署端末までの移動の手間と検索結果データの運搬リスクの課題が挙げられる。

また、他業務と共用で住基ネット端末を利用することでの混雑や、難病受給者証更新時期は多くの時間を窓口や電話対応に費やすことを踏まえても、患者情報を必要とする難病業務において住基ネット端末で検索を行うことは難しいと考える。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

国民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。

各府省からの第2次回答

住基情報については、住民基本台帳法に基づき、各地方公共団体が住民基本台帳ネットワークシステムにより確認することが可能であることから、情報提供ネットワークシステムによる情報連携の対象とはしていない。

なお、マイナンバー制度は、個人情報保護の観点から、特定個人情報は分散管理を行い、情報連携は個人を特定し得ないよう、個人番号とは異なる符号を用いて行う仕組みとしている。このため情報提供ネットワークシステムにおいては、個人を容易に特定し得る住所地情報を特定個人情報と紐付けることは、この仕組みの根幹に

反する。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

46

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

税控除対象 NPO 法人の指定方法の見直し

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省

求める措置の具体的内容

指定 NPO 法人は、その要件として、条例で指定されることに加え、条例中にその名称及び主たる事務所の所在地について明示することが求められている。

この名称・所在地の扱いについては、例えば条例で規則へ委任、あるいは告示制度とするなど、その在り方について地方に任せてはどうか。

具体的な支障事例

【制度概要】

認定 NPO 法人は、PST(パブリック・サポート・テスト)要件を満たすことで、様々な税制優遇措置が受けられる。

一方、指定 NPO 法人は、地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 4 号及び第 3 項の規定により、道府県の条例で指定されることによって寄付金税額控除の対象となる。なお、この指定条例では法人の名称及び主たる事務所の所在地を明示する必要がある。

本県では平成 25 年に「埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例」を制定しており、現在 10 法人を指定している。

【支障事例】

NPO 法人の新規指定や、指定 NPO 法人の名称及び主たる事務所の所在地に変更があった場合は、その都度条例改正を行わなければならない。

しかし、条例改正のタイミングは年 4 回の議会開会時という制約から、本県では、申請から指定までに最長で約半年を要している。

そこで、認定 NPO は一定の客観的基準を満たした団体を告示で明示する扱いである点も踏まえ、指定 NPO 法人の名称・所在地の扱いについては、例えば条例で規則へ委任、あるいは告示制度とするなど、その在り方について地方に任せてはどうか。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

寄付金税額控除の対象となる NPO 法人の申請から指定までの期間を 1~2 か月程度短縮することが可能となる。これにより、指定 NPO 法人がその活動(寄付金獲得活動)を早期に開始することができる。

根拠法令等

地方税法第 37 条の 2 第 3 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

神奈川県、横浜市、滋賀県、徳島県、長崎県、熊本県

○本県においても、平成 25 年 12 月に「県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定する条例」を制定し、1法人を指定するとともに、2法人を指定するための条例案を現在開会中の平成 28 年6月定例会議に提案している。

提案団体と同様に、本県でも、議会開会日の関係から、いずれの法人についても、法人の申出から指定までに5~6か月を要しており、指定までに半年程度の期間を要することで、地域において活動するNPO法人を支援するという制度の趣旨(平成 23 年度税制改正大綱)からも支障を来している。

本県の指定NPO法人は、現在3法人であるが、今後、これらの法人の名称や所在地が変更されることも十分に考えられ、制度の円滑な運営にあたって支障が生じることが想定される。

そこで、条例に明示することとされている名称・所在地の扱いについては、例えば条例で規則へ委任、あるいは告示制度とするなど、その在り方について地方に任せてはどうかと提案する。

○指定 NPO 法人の名称及び主たる事務所所在地の条例への明記が規定されていることにより、本市においても、新規指定や、法人名称及び主たる事務所所在地の変更の都度、議会での議決を経なければならないため、速やかな対応ができないといった支障が生じている。

○寄附をした場合に地方税控除対象となる NPO 法人は、条例に法人の名称及び主たる事務所までの明記を要しており、法人の移転や名称変更の都度条例改正が必要となるなど、発生事由に対し、即時の対応が出来ていない。

法人が申請後、審査会の審議を経て、議会での条例改正まで約半年間を費やすこと等、手続きが煩雑なことから、実際に申請する法人は限られ、制度が、より活発な NPO 法人活動へ結びついていない。条例により指定する方法の手続内容が見直されれば、速やかな指定が促進される。

各府省からの第 1 次回答

内閣府としても、一億総活躍社会の実現の上で特定非営利活動法人(NPO法人)は重要な担い手となっており、これらの活動の広がりを後押しすることは重要な課題であると認識している。

地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 4 号又は第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に基づく寄附金として、認定NPO法人以外のNPO法人に対する寄附金を条例において個別に指定し、個人住民税の寄附金税額控除の対象とすることによって、特定非営利活動促進法第 45 条第 1 項第 1 号ハの規定に基づき、国税の優遇対象となる認定NPO法人の認定要件のうちPST要件を満たすものとされているところ。

これらにより、指定を受けたNPO法人が認定NPO法人となった場合には、当該地方団体の個人住民税の控除の対象となるのみならず、その影響は国税である所得税及び法人税にも直接及び、また、他の地方団体にも影響が及ぶ場合がある。

このため、より慎重な手続が求められ、寄附金税額控除の対象となる、住民の福祉の増進に寄与するNPO法人であることを当該地方団体の意思として明確にする必要があることから、議会の議決を経る必要がある条例において、個別に当該NPO法人の名称及び所在地を規定する必要があると考えられる。

また、特定非営利活動促進法については、内閣府が法を所管しているものの、その性格から制度に関わることはこれまで全て議員立法で制定・改正がなされているところであり、条例個別指定に関する内容については、国会でご議論いただくべきものと考えている。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

本県では、地域活動の要としての役割が期待できる認定NPO法人や指定NPO法人を増やすことが重要であるとの認識から、県独自の取組として、認定NPO法人や指定NPO法人の取得を目指す県内NPO法人を対象とした支援事業を実施している。

また、指定NPO法人の取得にあたっては、認定NPO法人よりもPST基準を緩和し、取得しやすい条件を整えているにもかかわらず、現在2,097ある認証NPO法人のうち、条例指定NPO法人は10法人にとどまっている。

申請件数が伸び悩んでいる大きな要因として、手続きに時間がかかることが挙げられ、一つには、そのスピードアップを図りたいという意図から今回の提案を行ったところである。

指定 NPO 法人については、より手厚い税制控除の対象となる認定 NPO 法人の要件ともなることから、慎重な手続が求められることは認識している。

しかし、指定NPO法人の名称・所在地の扱いについては、議会の議決を経る条例で規則へ委任することで地

方団体の意思を明確にできるのではないかと考えており、改めて検討をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【神奈川県】

内閣府の回答では、現行どおりの運用を考えているようだが、神奈川県では、NPO法人の指定にあたって、議会の議決を経た「地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例」に則り指定を行っており、また、指定の審査にあたっては外部有識者による審査会に諮り、指定の是非について知事への答申を受けていることから、適正に運用されていると考えている。

現状では、法人の主たる事務所の住所変更さえも条例改正のために議会の議決を求めなければならないが、議会は本来、政策的論議を行う場であり、住所変更などの形式的な要件について判断を求めることはなじまないと考えることから、最低限これらについては、改善を求める。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

各府省からの第2次回答

第一次回答のとおり、地方税法第37条の2第1項第4号又は第314条の7第1項第4号に基づく寄附金として、認定NPO法人以外のNPO法人に対する寄附金を条例において個別に指定し、個人住民税の寄附金税額控除の対象とすることによって、国税の優遇対象となる認定NPO法人の認定要件のうちPST要件を満たすものとするかとされている。

これらにより、指定を受けたNPO法人が認定NPO法人となった場合には、その影響は国税である所得税及び法人税にも直接及び、また、他の地方団体にも影響が及ぶ場合がある。

このため、より慎重な課税上の手続が求められ、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる、住民の福祉の増進に寄与するNPO法人であることを当該地方団体の意思として明確にするため、現行では、住民全体を代表する機関である議会の議決を経て定める条例において、個別に当該NPO法人の名称及び所在地を規定する必要があるとされている。

当該地方団体の意思を明確にする手法については、総務省として整理されるべきものとする。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

52

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

幼保連携型認定こども園の施設整備に関する事務手続きの見直し

提案団体

岡山県、日本創生のための将来世代応援知事同盟

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

幼保連携型認定こども園の施設整備に際し保育所整備交付金及び認定こども園施設整備交付金を活用する場合の事務手続きの見直し

具体的な支障事例

平成27年の類似の提案に対する結論として、原則安心こども基金で対応することとし、安心こども基金が使えない場合の事務手続きの簡素化を図るため、協議書の様式の一本化や申請の提出締め切りの調整が図られたが、安心こども基金による対応については、交付元に応じた事業への活用に限られるため、幼保連携型認定こども園の施設整備を行う際に教育機能部分(文部科学省所管)の基金の残額が足りない場合に、教育機能部分については認定こども園施設整備交付金を、保育機能部分(厚生労働省所管)については安心こども基金を活用することとなり、事務手続きの簡素化の効果が無い。

また、平成28年度安心こども基金要綱は現時点で示されておらず、契約等に着手できない状況にあるため、平成29年4月から開設予定の幼保連携型認定こども園の事業着手の遅延を招くこととなっており、開園が遅れる危険性がある。

さらに、両交付金の申請の提出締め切りについては調整が図られたが、間接補助である認定こども園施設整備交付金は県での予算措置と審査が必要であることから、保育所等施設整備交付金より事業者にとっての提出締め切りが前倒しとなるため、県、市町村及び事業者の作業時間の確保が困難な状況にある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

幼保連携型認定こども園に係る施設整備補助について、国庫の直接補助に統一する等の事務の見直しを行うことで、県、市町村及び事業者の事務の効率化が期待される。

根拠法令等

- ・児童福祉法第56条の4の3
- ・保育所等整備交付金交付要綱
- ・認定こども園施設整備交付金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

旭川市、岩手県、秋田県、茨城県、栃木市、柏市、長岡市、鳥取県、島根県、倉敷市、防府市、徳島県、徳島市、宇和島市、高知県、北九州市、大分市、沖縄県

○厚労省、文科省と所管が分かれ補助要綱が分かれていることで、それぞれの内示を待つて事業に着手する必要があるが、補助の内示時期に開きがあるため、早急に工事を進める必要がある際も、その影響で準備等の開始が遅くなってしまう。

○本県においても、幼保連携型認定こども園の整備において、教育部分は文部科学省の認定こども園施設整備交付金及び保育部分は安心こども基金(厚生労働省所管)を活用する事例が発生しており、事務手続きの簡素化の効果が薄いと考える。

○本市においては、幼保連携型認定こども園の施設整備を行う際に、安心こども基金の残額及び国予算の不足により、保育所等整備交付金と安心こども基金を併用することとなった。このため、双方で交付の基準や協議書の様式が異なることにより、協議の手続きを別々に行う必要が生じ、結果として事務の簡素化が図られていないだけでなく、むしろ煩雑化することとなった。また、交付金と安心こども基金との併用により、県の審査期間を要することから、事前協議書を前倒して提出しなければならず、事前協議書の作成から事業着手までに相当の期間を要し、開園スケジュールの遅れ等の影響が生じている。

○本市において幼保連携型認定こども園ではないものの、幼稚園型認定こども園化にむけた施設整備を予定している幼稚園があり、安心こども基金により施設整備を進めていくこととして。現時点において、平成28年度安心こども基金要綱は示されておらず、整備に着手することができない状態となっており、平成29年4月の認定こども園移行に支障が生じかねない状況となっている。

○国交付金が分かれているのみならず、現在は都道府県の安心こども基金も併用する状態となっており、計3つの補助制度が重複している。交付要綱の作成や内示スケジュールなどが省庁ごとに異なるため、円滑な事務の執行に支障をきたしている状況にある。また、6月下旬に内示が出るのでは単年度で施設整備を終えることがほぼ不可能なスケジュールであるため、遅くとも5月中旬には内示が出せるようスケジュールを見直すべきである。

○厚生労働省より「全国的に所要額の満額は交付されない」及び「所要額に満たない部分は平成27年度保育所等整備交付金を充てる(=事業繰越はできない)」との連絡があった。「事業費が確保できない」及び「事業遅延が発生した場合対応できない」という懸念があることから、実質的には平成28年度は安心こども基金が利用できない状態である。

各府省からの第1次回答

ご指摘を踏まえ、地方公共団体、事業者の事務負担の軽減されるよう申請書類の簡素化やあらかじめ申請時期を明示しておく等申請期間が十分確保されるよう努めてまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

申請期間の確保のみならず、幼保連携認定こども園の整備において補助金等の手続きの都合により、整備計画に遅延が生じることのないよう、年度当初に交付要綱や年間スケジュール等を発出するとともに、厚生労働省と文部科学省のスケジュールや手続等について、差異が生じないよう調整を図りたい。

また、予算措置についても、同一施設の整備において、地方公共団体や事業者が、複数の補助制度の併用などの余分な事務負担を強いられることのないよう、十分な予算枠の確保、あるいは基金方式による都道府県からの補助とするなど、柔軟な制度設計に努めていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【栃木市】

・現行では、認定こども園の施設整備に係る補助としては、保育所等緊急整備交付金(厚生労働省所管)、認定こども園施設整備交付金(文部科学省所管)の他、安心こども基金による補助もあるが、申請書類の簡素化にあたっては、安心こども基金による補助も含めて、申請書類の簡素化及び統一化を図っていただきたい。

・上記の各補助制度においては、補助制度ごとに取扱い基準のバラつき(一方の補助においては対象経費として認められる経費が他方の補助では対象経費として認められない等)が見られるため、これについても統一した基準としていただきたい。

・申請期間の確保については、実施要綱及び交付要綱の発出時期による部分が大きいため、平成29年度分にあっては、早期に示していただきたい。

・支障事例に記載があるとおり、各補助制度における内示時期について、遅れ及びバラつきがあるために、施設整備のスケジュールにも支障が生じていることから、内示時期を同一時期とするよう、関係省庁間で調整を図っていただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

ご指摘を踏まえ、あらかじめ申請スケジュール等を事前に示し、地方公共団体、事業者が見通しを立てて事業申請ができるようにするとともに、申請書類の簡素化等、事務負担の軽減が図られるよう努めてまいりたい。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

66

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

延長保育と放課後児童クラブを併設運営する場合の職員配置基準の緩和

提案団体

東広島市

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

保育所及び認定こども園(以下「保育所等」という。)においては、保育士を最低2人(朝夕時間帯は保育士1人がいれば他1人は子育て支援員等も配置可)配置することが義務付けられており、同施設に併設して放課後児童クラブを開所している場合に、同クラブも放課後児童支援員を最低2人(支援員1人がいれば他1人は補助員でも配置可)配置することが必要である。

保育所等の延長保育(又は一時預かり)及び放課後児童クラブの利用児童数がいずれも少数でかつ

(1)保育士2人を配置する場合

(2)保育士1人を配置し、他1人が放課後児童支援員を配置する場合(※ただし、平成32年度までは保育士を放課後児童支援員とみなす特例あり)

であれば、いずれかの施設に児童を集約して、保育士等2人による両施設の兼務を認めて欲しい。

具体的な支障事例

保育所等と放課後児童クラブが同一敷地内の1つの建物に併設している場合で、17時30分から18時00分の間、延長保育事業の利用児童が3人、放課後児童クラブの利用児童が6人のとき、それぞれ2人ずつの職員を配置し、運営している現状にあり、職員(特に保育士)の確保に苦慮している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

延長保育事業(又は預かり保育事業)及び放課後児童クラブの両事業を同一施設(同じ居室)で実施する場合に、保育士及び放課後児童指導員の配置基準を緩和することによって、効率的な人員配置が可能となり、両事業の人員確保及び職員の負担軽減につながる。

根拠法令等

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)

延長保育事業実施要綱(雇児発0717第10号平成27年7月17日、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長発出)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成二十六年四月三十日厚生労働省令第六十三号、最終改正:平成二八年二月三日厚生労働省令第一二号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

石狩市、相模原市、宇和島市

○ 保育所等と放課後児童クラブが同建物内で行っている場合、延長利用時間(本市の児童クラブは概ね18時以降)は、現在はそれぞれで規定の職員を確保しているが、その勤務の確保に苦慮している児童クラブがある。
○本市においても放課後児童クラブと幼保連携型認定子ども園の一時預かり事業(幼稚園部分)を併設実施し同様の課題を有する施設があることから、これらの用件が緩和・改善されることで、限られた人材を有効に活用することができる。

各府省からの第1次回答

○延長保育(又は一時預かり)は、家庭において保育を受けることが困難な乳幼児に対して保育を提供する事業であり、乳幼児の年齢及び人数に応じて保育従事者等を配置することとなっている。
○一方、放課後児童クラブは、共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業であり、放課後児童支援員を2人以上配置することとなっている。
○よって、延長保育(又は一時預かり)及び放課後児童クラブについては、目的や制度内容が異なるものであり、そうした違いを考慮せず、人材不足への対応の観点から一方の施設に児童を集約することは、両サービスの質の低下と運営への支障をもたらしかねず、対応は困難。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本市は、兼務者が相互に放課後児童支援員研修や子育て支援員研修を受講して質を確保でき、同一場所で兄弟が保育されることは保護者の安心感にも資すると考える。
また、「特別保育事業の実施について(平成12年3月29日児発第247号厚生省児童家庭局長通知)」で、別添1「延長保育促進事業及び長時間延長保育促進基盤整備事業実施要綱」3(2)で対象児童について「事業に支障が生じない範囲内で放課後児童(保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1年生から3年生の児童をいう。)を対象とすることができる」とあり、別添5「保育所地域活動事業実施要綱」中で、⑥保育所の地域に開かれた社会資源としての機能を活用するために小学校低学年児童の受入れについて「小学校低学年児童(1年生から3年生程度)を一時保育の場を活用して5名程度受入れ、当該児童の適切な処遇、安全の確保等を図る。」として、以前は類似する国事業が実施されており、本市では当該事業を単市事業で継続しているが、平成15年度以降、事故は発生していない。
さらに、「特別保育事業の実施について」の取扱いについて(児保第9号平成12年3月29日)1(4)②で「実施要綱において、『事業に支障が生じない範囲内で放課後児童を対象とすることができる』とされているが、通常の対象児童に対する処遇に支障がなく、かつ、放課後児童が、昼間の時間帯において延長保育実施保育所と同一建物内又は同一敷地内で実施する放課後児童クラブを利用している場合には、放課後児童についても適切な処遇が確保されるものを対象とすること。」とあり、適切な処遇を確保した上で、両サービスを実施することは可能と考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。
なお、検討に当たっては、保育の質が確保されることを前提とすること。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○過去に厚生労働省では、保育士2名以上を配置基準として、保育所で未就学児と放課後児童を対象とする延長保育促進事業を実施していたと承知しているが、今回の提案と類似した事業であり、このような事業例があれば、目的や制度内容が異なり、安全性や衛生上の問題があるとは必ずしも言えないのではないかと。どのような条件設定であれば、合同開催が可能か示すべきではないか。
○((対象とする年齢を限定するなど)安全・衛生面での一定の配慮を行った上で)職員の合理的な配置、同一の場所で運営できることによる保護者の負担軽減等のメリットを活かすという趣旨で検討する余地はないか。

各府省からの第2次回答

延長保育(又は一時預かり)及び放課後児童クラブについては、過去の類似の事業の実施状況も踏まえたうえで、適正かつ円滑な実施のために現行の基準を設けているものであり、前回の回答のとおり、両サービスの目的や制度内容の相違を考慮せず、人材不足への対応の観点から一方の施設に児童を集約することについては、対応は困難である。

ただし、過去の経緯も踏まえ、放課後児童クラブの利用児童数が極めて少人数に留まり、また、延長保育事業の利用児童に3歳未満の児童がいない場合であって、

延長保育に係る基準の遵守や間仕切りの設置、放課後児童支援員研修を受講している保育士の配置、安全面・衛生面に配慮した保育プログラムの実施等、両サービスの目的や制度内容に十分配慮した措置がとられている場合については、延長保育(又は一時預かり)と放課後児童クラブを併設する施設において、放課後児童クラブを閉所し、放課後児童クラブの利用児童を延長保育事業において受け入れることは可能であると考えられるため、今後、具体的な事例を含め、柔軟な対応が可能である場合について示した事務連絡を各自治体宛てに発出することとする。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

68

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

放課後児童健全育成事業における要件緩和

提案団体

三鷹市

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

放課後児童健全育成事業における通所児童数の少ない日に2つの学童クラブを合同で実施した場合に、双方の開所日数に合同開催日数をふくめることができるよう要件緩和を図られたい。

具体的な支障事例

土曜日については、通所児童数が10人にも満たない学童クラブ(放課後児童健全育成事業所)が多くあり、放課後児童支援員の人財に限られていることから、同一学校において複数の学童クラブを有する場合は、1つの学童クラブに集約し合同で行った方が効率的である。しかしながら、2支援合同で実施した場合、1か所しか開所扱いとならない。開所扱いとならない学童クラブは、年間開所日数250日以上のある事業所に該当しなくなる可能性がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

放課後児童健全育成事業所の効率的な運営
放課後児童支援員(職員)等の確保及び処遇改善

根拠法令等

・「放課後児童健全育成事業の実施について」(平成27年雇児発0521第8号)
・子ども・子育て支援交付金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

鶴岡市、小山市、新宿区、長野市、名古屋市、門真市、伊丹市、宇部市、宇和島市、八幡浜市、久留米市

○開所した支援の単位分しかカウントされないことから、年間の開所日数を維持するため、無理をして支援の単位ごとに人員配置し開所しているところが多い。

○本市でも、土曜保育は複数の学童クラブを1つの学童クラブに集約し合同で行っている事例があるが、利用人数の実績からこのような対応にならざるを得ない。

○本市においても、土曜日については、通所児童数が10人にも満たない学童クラブ(放課後児童健全育成事業所)があり、放課後児童支援員の人材に限られていることから、同一学校区内において2つの学童クラブは、1つの学童クラブに集約し合同で行った方が効率的である。

○本市においても、土曜日のクラブ利用希望については、各クラブごとに少ないながらも利用希望があるため、各クラブごとに少ない参加人数による個別開所を実施するよりも、同一地域のクラブにおいて合同実施の希望

がある場合は、合同で実施して子ども達の交流を図ると共に、職員配置についても合理的な配置をすることが放課後児童健全育成事業に資すると考えられる。また、年間開所日数加算である 250 日以上の要件を満たすために、利用ニーズが少ない日も複数クラブ開設を余儀なくされており、非効率的な運営となっていることから、左記提案事項に共同提案団体として参画するもの。

○当市においても、土曜日の利用については、平日の2室または3室運営から1室で行っているところがある。

○土曜日については、通所児童数が通常時の半数にも満たない学童クラブが多くある。放課後児童支援員の確保に苦慮している現状において、同一の学校区において複数の学童クラブを有する場合は、1つの学童クラブに集約した方が効率的である。しかしながら、2クラブ合同で実施した場合、支援員を4名以上(2クラブ相当分)配置しなければ2か所を開所扱いにできないとすると、開所日数 250 日以上の事業所に該当しなくなる可能性があり、合同実施ができない。

○当市では同一学校に複数の学童クラブは存在しないが、土曜日の開所については同様の課題がある。当市では土曜日は月2回の開所としているが、通所児童が10人に満たないクラブがほとんどである。土曜日の開所を必要とする利用者のニーズもあり、今後は土曜日開所の増加を検討する必要もあると考えている。しかしながら、支援員の人材不足による負担増や経費の増加などの課題があり、個々のクラブでの土曜日開所日数の増加は大変厳しい状況となっている。

○同一学校において複数の学童クラブ(支援の単位)を有する場合は、土曜日は利用児童数が少ないことから1つの学童クラブに集約し合同で行った方が効率的である。

各府省からの第1次回答

根拠法令等として掲げている「放課後児童健全育成事業」の実施について(以下「通知」という。)」は、補助の対象となる放課後児童クラブの要件を定めるものであるため、当該通知中の「開所日数」や「職員体制」については、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」により定められた日数や職員数に沿うべきものと考えている。

そのため、放課後児童クラブを合同で実施した場合においても、放課後児童支援員等が支援の単位ごとに2人以上という基準を満たしていない場合は開所日数に含めることは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

放課後児童支援員については、資格が保育園等とも重なることから人員の確保に苦慮している状況である。週休日や有給休暇の取得等など職員が働きやすい環境を整えることも、事業を進めていくことが大切であることから、あらかじめ出席児童数が少ない土曜日については、合同での実施をした場合、どちらとも開所日数としてカウントできるよう基準の改正を要望したい。

三鷹市の学童保育所 27 か所の土曜日の利用状況は、平均で 4.2 人(平成 28 年4月実績)となっており、職員 1 人に対し児童 2.1 人となっている。

一方で、平成 28 年4月時点で、市内の学童保育所の待機児童数は 78 人となっており、来年度に向けて学童保育所の新設も計画されていることから、施設の円滑な運営のためにも更なる職員の確保が必要となってきている。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

提案団体のように2つのクラブを合同で実施する場合は、支援員を2名配置している1つのクラブに限り、実施日数に加算可能としているが、開所日数が仮に 250 日未満であっても、200 日から 249 日開所し、平均して一定数の児童が所在する場合には、特例として補助金を交付することとしている。

こうした措置を活用していただき、事業の円滑な実施をお願いしたい。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

88

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

消防・防災・安全

提案事項(事項名)

緊急通行車両等の事前届出における事務の見直し

提案団体

新潟県、福島県、栃木県

制度の所管・関係府省

内閣府、警察庁、総務省

求める措置の具体的内容

災害発生時における緊急通行車両等は事前届出制を採用しており、都道府県知事又は公安委員会は車両毎に事前に確認し、標章及び証明書を交付することとなっているが、次のように見直す。

- ① 事前届出の段階で、予め標章・証明書を交付する仕組みとする。
- ② 車両毎の届出ではなく、事業者毎や台数のみの届出とする。

具体的な支障事例

【制度改正の必要性】

災害は、常に様々な様相を呈し発生する。災害対応(特に緊急時対応)の場面では、平常時には想像のつかない事態に遭遇するもの。そのため、緊急通行車両等の事前届出制を採用していることは意義がある。しかしながら、現在の運用では、自治体は迅速な災害応急対策活動が求められているにも関わらず、事前届出済の車両であっても、災害発生後でないと標章・証明書が交付されない仕組みとなっている。

【制度改正の内容】

現場の最前線に立つ自治体の公用車等についても、緊急自動車と同様、災害発生後に迅速な災害応急対策を可能とする仕組みが必要である。

【支障事例】

事前届出済の車両であっても、災害発生後の標章・証明書の確認申請時、車両使用者は車両毎に確認申請書を作成し、確認者は車両毎に標章・証明書を交付するなどの事務手続きが省略できず、事務手続きに時間を要する。

栃木県においては、平成28年熊本地震に伴う被災地での医療支援のために使用する車両について、緊急通行車両等確認証明書の発行を受ける際に、車両ごとに車検証等の書類が必要となり、事務手続きが非常に煩雑であったとの意見もあった。また、災害時に必要な物資(医療ガス)の供給に関する協定を締結している団体から、災害発生に備えて事前に標章・証明書を交付してほしい旨の要望があった。

【状況の変化】

東日本大震災の教訓等を踏まえ、全国知事会では、都道府県相互の広域応援体制におけるカバー(支援)県体制を構築するなど、災害時の広域応援体制の重要性・必要性が増している。平成28年熊本地震においても、新潟県をはじめ日本全国の各自治体から被災地へ応援派遣しているが、被災地まで公用車で移動せず、被災地周辺でレンタカー等の車両を調達し、現地で災害応急対策の支援を行うなど、広域応援自治体による災害応急対策において車両の特定が困難である場合もある。このように、想定とは異なる事態も生じている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

事前届出の段階で、予め標章・証明書を交付する仕組みとすることで、車両使用者にとって災害直後における確認申請に係る事務負担を軽減できるばかりか、確認・交付する側も事務負担が軽減でき、その労力分を災害

対応業務に回すことができる。よって、これまで以上に、災害発生後に迅速な災害応急対策が実施できるため、災害時の住民の福祉に資するものである。

同様に、車両毎の届出ではなく、使用者毎や使用台数のみの届出で標章及び証明書を交付するよう見直すことで、使用者及び確認者双方にとって事務負担が軽減できる。また、非常時に緊急通行車両の届出があった場合でも、事業者毎に発行する仕組みであれば、車両を確認する事務が軽減され、その労力分を災害対応業務に回すことができる。よって、これまで以上に、災害発生後に迅速な災害応急対策が実施できるため、災害時の住民の福祉に資するものである。

根拠法令等

災害対策基本法施行規則(第6条、別記様式第3、別記様式第4)

災害対策基本法施行令第33条

災害対策基本法第76条第1項

「大規模災害に伴う交通規制実施要領」(平成24年3月8日付け警察庁丙規発第7号等)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

茂原市、江戸川区、八尾市

○災害時に、複雑多様な事務を行うことは困難であり、応急対応を迅速に行えるよう事務の簡素化が図られることは非常に有用。

○当団体の場合、環状7号線以内への車両流入規制がかかるが、現状では交付手続き・交付後の必要車両への配布等の事務手続きで、環状7号線の内外を何度も往復しなければならない状況が発生する。事前届出の段階で、標章・証明書の交付が可能になることにより、迅速な災害対応業務に資することができる。

また、救護活動・応急復旧活動等を実施する災害時協力協定団体の届出については、事業者名及びその使用台数のみの届出で標章及び証明書を交付することによって、発災後の迅速な対応が可能となる。

各府省からの第1次回答

発災時、真に人命救助等に従事する緊急通行車両の円滑な通行を確保するという災害時の交通規制の役割に照らせば、別紙の理由から、標章・証明書の事前届出時の交付や車両を特定しない事業者ごとや台数のみの事前届出の受理を行うことは適切でない。

災害時の交通規制に際しては、標章の交付枚数を把握することにより交通規制を実施する区間の縮小や通行を認める車両の範囲の拡大等の交通規制の見直しを行っており、災害発生後の段階に応じて必要な車両の通行を可能としている。

(別紙あり)

なお、支障事例に「平成28年熊本地震に伴う・・・緊急通行車両等確認手続きを受ける際に・・・事務手続きが非常に煩雑であったとの意見もあった」とあるが、熊本地震においては緊急交通路を指定していないことから、事実誤認である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

災害は、常に様々な様相を呈し発生するため、迅速な災害対応を図る観点から緊急通行車両等の事前届出制の見直しの必要性に着目すべきであることをご理解いただき、更なる災害対策法制の見直し(第三弾)と併せて、今後、ご検討をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

本提案事項に対する考え方は第1次回答の通りであるが、今後も引き続き、迅速な災害対応の観点から、緊急通行車両に係る手続の適切な運用を図り、災害応急対策に必要な車両の円滑な通行の確保に努めて参る。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

重点事項通番:14

(8月5日 第42回専門部会にて審議)

管理番号

97

提案区分

A 権限移譲

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

一時預かり事業及び病児保育事業の届出提出先並びに立入検査事務の市町村への移譲

提案団体

栃木県

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

現行、県で行っている一時預かり事業及び病児保育事業の届出提出先並びに立入検査事務を市町村に移譲する。(市町村以外のものが実施するものに限る。)

【備考】

○「市町村以外のもの」にあたる事業者

一時預かり事業・・・社会福祉法人、学校法人、宗教法人等

病児保育事業・・・社会福祉法人、学校法人、医療法人、医師等

具体的な支障事例

【経緯】

一時預かり事業については、以前は、全て県が行っていた(実施主体は保育所等)が、子ども・子育て支援新制度では、指導監査は県に残り、事業(補助事業)の実施主体は市町村となった。

病児保育事業については、以前は、指導監査はなかったが、新制度では、指導監査(法令違反事案)は県の業務となり、事業の実施主体は市町村となった。

【支障事例】

一時預かり事業及び病児保育事業の実施主体は市町村であり、実施主体としての指導内容と立入検査における指導内容の整合をとるのが困難となる。例えば、顕在化はしていないが、指摘事項の改善策(重要事項説明をどの程度行うか等)の意見を求められた場合、検査主体としては回答が難しいことがある。

なお、病児保育事業の検査については、違反とならない範囲での指導事項があった場合に、履行確認等は市町村に委ねることとなっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

事業実施から検査まで同一の主体が行うことにより、一貫した指導監督が可能となる。この点、実際に事業を実施している市町村の方が現場の課題や問題点について良く把握していると考えられるため、検査主体としても適当と考えられる。

根拠法令等

児童福祉法第34条の12、第34条の14、第34条の18、第34条の18の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

茨城県、神奈川県、北九州市、大分市

—

各府省からの第1次回答

事業規制としての指導監督に当たっては、広域的な病児保育事業や一時預かりの状況、専門的な見地からの指導を行うことが必要であることから、広域自治体でありかつこれまで病児保育事業・一時預かり事業を実施してきた専門的な知見の蓄積のある都道府県を届出先及び指導監督実施主体としているものであり、対応は困難。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

病児保育事業と一時預かり事業については、既に市町村が実施主体であり、委託している場合は補助も行うなど、実務上の関わりも深くなっている。むしろ、事業者からの問い合わせが多い実務や現場対応等については、実施主体である市町村の方が詳しく把握している状況であり、これらに関する専門的見地については、市町村の方が有していると言える。

このため、現行制度下における運用では、都道府県が行う立入検査等において事業者から質問を受けた際に、都道府県としては要綱等に明確に定められた事項の範囲でしか回答できず、仮に、要綱等に明確に定められていない事項に関する質問等を受けた場合、一度持ち帰って市町村に確認した上で事業者へ回答するなど、非効率な運用とせざるを得ない状況である。また、届出提出事務においても、実施主体である市町村が届出の状況を把握、確認する必要があることから、当県においては既に市町村を経由して届出を受理することとしており、非効率な運用となっている。

これらの実情を鑑みると、専門的見地を理由として都道府県を届出先及び指導監督実施主体として位置づける意義は薄く、総合的な事務の効率化や事業者にとっての利便性等の観点から、住民や事業者に身近な市町村が届出先及び指導監督実施主体として対応することが合理的である。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

指導監督の公正性や専門性の担保、事務負担の増加について配慮が必要。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○ 一時預かり事業及び病児保育事業の事業実施要綱上の実施主体が市町村であることを踏まえると、市町村が当該事業に関する専門的見地に欠けているとは言えないのではないかと。むしろ、事業を実施している現場との関係性においては、都道府県の方が現場の状況を十分に把握できておらず、届出受理や立入検査の主体として不適当と言えるのではないかと。

○ 同じ地域子ども・子育て支援事業である放課後児童健全育成事業については市町村が届出受理・指導監査の権限を有している。子ども・子育て支援新制度によって、統一的に市町村が実施主体と位置づけられている地域子ども・子育て支援事業において、届出受理・指導監査の権限は統一すべきではないかと。また、権限を統一することを考えた場合、地域や事業者に身近な市町村が権限を有することが適切ではないかと。

各府省からの第2次回答

ご提案を踏まえ、現在、各自治体に対して、仮に移譲が行われた場合の支障の有無等についての調査を実施しているところであり、今後、当該調査の結果をみて、具体的な対応について検討してまいりたい。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

99

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

番号法の規定による個人番号を利用した情報連携に関し、難病法に基づく特定医療費の支給に関する事務における情報連携で提供が受けられる住民票関係情報の対象について住所地情報を追加

提案団体

栃木県

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第19条第7号の規定による個人番号を利用した情報連携に関して、難病の患者に対する医療等に関する法律(以下、「難病法」という。)に基づく特定医療費の支給に関する事務における情報連携で提供が受けられる「住民票関係情報」の対象に、「住所地情報」が含まれるよう、改善を求める。

具体的な支障事例

【支障事例】

難病法に基づく特定医療費の支給認定、認定内容の変更の事務等においては、対象者の住所地を確認することが必要となるが、現行の番号法及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日省令)」の規定では、住所地情報が確認できないため、対象者に対し、個人番号の記載の他に住民票の添付を求める必要があり、対象者の負担が大きい状況である。

また、住所地情報については、住民基本台帳ネットワークシステム(以下、「住基ネット」という。)を通じて情報を取得することも可能だが、住基ネットを利用するためには、専用端末が必要となる。申請書は各健康福祉センターで受付事務を行うが、各健康福祉センターには端末が配備されていないため、住基ネットを利用するために端末が配備された部署まで出向く必要があり、住基ネットを利用する場合は事務の効率化が図れない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

申請等の際の住民票の添付省略が可能となり、対象者の利便性が向上されるとともに、都道府県において支給認定に必要な情報を円滑に取得できることから、行政事務の効率化につながる。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号、別表第二第119の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

山形県、茨城県、神奈川県、静岡県、長野県、豊田市、滋賀県、鳥取県、島根県、岡山県、沖縄県

○本県でも同様の支障事例が生じており、申請者に対し住所地情報と共に同一保険に加入している世帯員を確認するため住民票の添付を求めざるを得ず、利便性の向上は図られていない。

○提案県と同様に番号法の規定では住所地の確認ができないため、申請者に個人番号の記載を求めた上で住民票の提出を求めることになり、住民にとって利便性の向上が図られない。また、住基ネットによる取得も可能であるが、端末が本庁にしかなく申請を受けける保健所では確認ができず、事務処理に時間を要することになる。

○現時点では情報連携が始まっていないが、本県においても毎年1万件程度の申請があり、職員が個別に住民基本台帳システムで住所確認を行うと膨大な事務処理手間が増える。一方で、申請者の方にこれまで通りに住民記載事項証明書を市町役場で取得するよう求めることは、個人番号制度導入の意義につながらないと考えている。

○難病法に基づく特定医療費の認定事務等において、本県においても、住所地を確認する必要があり、住民票の添付を求めているところである。マイナンバーを利用した情報連携により住所地情報が取得できない場合、申請に際し、住民票の提出を求めることになり、申請者の負担が軽減されないとともに、本県における認定事務の効率化も図れない。

○難病法に基づく特定医療費の認定事務等において、申請には対象者の住所地確認が必要となる。しかし、マイナンバーによる情報連携では「住所地情報」が取得できないため、住基ネットによる検索を利用することとなるが、医療費助成の認定までに時間がかかり、申請者に対し、不利益を生じさせるおそれがある。

各府省からの第1次回答

住所地情報については、住民基本台帳法に基づき、各地方公共団体が住民基本台帳ネットワークシステムにより確認することが可能であることから、情報提供ネットワークシステムによる情報連携の対象とはしていません。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

対象者の利便性向上のため、住所地情報を住民基本台帳ネットワークシステム(以下、「住基ネット」という。)を通じて取得することは可能だが、住基ネットを利用するための専用端末が申請書受付事務を行う各健康福祉センターに配備されていないため、住基ネットを利用するためには端末が配備された部署まで出向く必要がある。そのため、現状では情報連携が不十分と言わざるを得ず、行政事務の無駄を排除できていないのではないかと思慮する。

また、各健康福祉センターへ住基ネット端末を配備するためには追加的な予算措置を要するため、費用の面からも効率化が図れるとはいえない。

以上から、対象者の利便性の向上と行政事務の効率化の双方を同時に達成するためには、住基ネットの追加配備に依らない形での情報検索が求められており、情報セキュリティを担保した上で、制度上の制約を解消すべきである。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【静岡県】

静岡県では、住基ネットの利用について、安易に増設という形をとるのではなく、業務フローの見直しによって運用を行う方針であるため、住基ネット端末の増設は予定しておらず、他業務で使用している既存の住基ネット端末を利用する。

その結果、他部署端末までの移動の手間と検索結果データの運搬リスクの課題が挙げられる。

また、他業務と共用で住基ネット端末を利用することでの混雑や、難病受給者証更新時期は多くの時間を窓口や電話対応に費やすことを踏まえても、患者情報を必要とする難病業務において住基ネット端末で検索を行うことは難しいと考える。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

国民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。

各府省からの第2次回答

住基情報については、住民基本台帳法に基づき、各地方公共団体が住民基本台帳ネットワークシステムにより

確認することが可能であることから、情報提供ネットワークシステムによる情報連携の対象とはしていない。
なお、マイナンバー制度は、個人情報保護の観点から、特定個人情報は分散管理を行い、情報連携は個人を特定し得ないよう、個人番号とは異なる符号を用いて行う仕組みとしている。このため情報提供ネットワークシステムにおいては、個人を容易に特定し得る住所地情報を特定個人情報と紐付けることは、この仕組みの根幹に反する。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

103

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

結核医療費負担申請時に記載する個人番号の削除

提案団体

茨城県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

平成27年11月24日厚生労働省健康局長通知(「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による医療の公費負担の取扱いについて」)により、入院患者及び結核患者の医療に係る費用負担の申請に記載すべき事項として個人番号を追加する等の規定の整備がなされたが、結核患者の医療に係る費用負担の申請に関し、個人番号を削除すること。

具体的な支障事例

感染症法において平成28年1月1日から、結核医療費公費負担申請書に個人番号を記入することになったが、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条(入院患者の医療)の結核医療費公費負担については、個人の所得税額等の調査のため個人番号の利用が想定されるが、同法第37条の2(結核患者の医療)における結核医療公費負担申請については、前者と違い入院等の措置はなく、申請受付先となる保健所において個人番号を活用することはない。そのため、個人番号使用による申請者の負担を軽減できないばかりか、不必要な情報を入手するという個人負担を負わせることになり、保管する保健所においても、不必要な個人番号の取扱い、管理等が困難な状況である。

※当該取扱いの施行後、患者からも不要な情報まで取るのかと、苦情が寄せられているところ。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

・記載項目が減ることで、申請者にとって記載等に係る負担が軽減され、行政にとっても不要な情報を管理するコスト及び漏えい等のリスクを回避でき、事務の効率・簡素化に資する。

根拠法令等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第20条の3

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

いわき市、埼玉県、東京都、横浜市、長野県、豊田市、大津市、京都市、大阪府、大牟田市、大分市

○法第37条の2について活用する予定は今後も無いこと、また、管理に係るコスト削減・漏えいリスク回避のため、個人番号の記載は削除すべきと考える。

○通院医療の際は、マイナンバーが不必要にも関わらず、未記載の場合、再度保健所に来所してもらい記載してもらうため、患者の負担となっている。不必要な個人情報を管理しなければならないことから、行政側の管理の手間がかかっている。

○申請手続きに不要な個人番号を申請書に記載させることは、申請者の負担となる。また、情報管理の安全性確保の面からも、不要な個人情報を保有することは望ましくない。

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 37 条(入院患者の医療)の結核医療費公費負担については、申請者世帯の所得税額等の調査のため個人番号の利用が想定されるが、同法第 37 条の 2(結核患者の医療)における結核医療公費負担申請については、所得税額の調査は不要であるにも関わらず、個人番号を収集する取扱いとなっている。マイナンバー法による特定個人番号の厳しい取扱いの中で、前述の不必要な収集は管理上好ましくないため、法第 37 条の 2 の公費負担申請に係る個人番号は削除が妥当。

各府省からの第 1 次回答

マイナンバー法においては、より公平・公正な社会を実現するため必要な範囲内で限定的に特定個人情報の提供が認められています。その1つとして同法第 19 条第7号において情報提供ネットワークシステムを使用して情報提供を行う場合が規定されており、これにより提供を行うことができる具体的な個人情報は、別表第2において規定されています。

同表に規定される特定個人情報については、上記の観点を踏まえ、それぞれの個人番号利用事務の制度所管の府省庁において、その事務の根拠法令に基づき、特定個人情報の必要性や事務の効率性等が検討されたうえで、当該特定個人情報の提供者側で提供ができると考えられるものについて規定されているものです。

本件については、感染症法第 39 条第1項の費用の調整に関する事務において、保険の加入状況等を把握するため、他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報を個人番号を用いて連携し、行政運営の効率化を図るものです。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

厚生労働省、内閣府、総務省からの一次回答では、特定個人情報の必要性や事務の効率性のうえで、本件については、感染症法第39条第1項に関する事務において、保険の加入状況等を把握するため必要であるとの回答であった。

しかし、今回、要望している感染症法37条の2に基づく公費負担医療申請時の記載事項については、同法施行規則第20の3に示されているが、その記載事項に保険の加入状況は、明確な記載事項になっておらず、今回指摘のあった法39条第1項に関する必要な保険加入状況の確認については、申請前に医療機関が保険証の提示を求め確認している事項である。

従って、法39条第1項で必要となる保険の加入状況は医療機関で把握することから、申請を受付する保健所では、個人番号を以て保険の加入状況を確認しない情報であり、そのために個人番号を求めることは、マイナンバー法の主旨に反して、不必要な情報入手のために、あえて特定個人情報の提供を求めることとなるため、引き続き法37条の2の申請における個人番号記載を求めないことを強く求める。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を尊重されたい。

各府省からの第 2 次回答

御指摘のとおり、感染症法第 37 条の 2 第 1 項に基づく公費負担申請時の記載事項として、保険の加入状況は求めている。しかし、申請時の添付書類の省略のために個人番号の記入を求めているわけではなく、感染症法第 39 条第 1 項により、公費負担額の決定の際には、金額のみならず都道府県において保険情報を確認する必要性が生じるため、この点における事務の効率化を行うために個人番号の記入を求めているものである。マイナンバー法に反した不必要な情報の入手ではないため、引き続き個人番号の記入を求めることとしたい。なお、本取扱いについては通知を発送し周知させていただくこととしたい。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

120

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

消防・防災・安全

提案事項(事項名)

災害救助法に規定する救助の種類への「福祉」の追加

提案団体

岩手県

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

災害救助法第4条の救助の種類に「福祉(介護を含む。)」を、同法第7条の「救助に従事させることができるもの」に「福祉(介護)関係者(社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員等の専門職員)」を規定し、災害時における高齢者、障がい者等の要配慮者への福祉的支援(要配慮者に必要な支援の把握・調整、避難環境の整備・調整、介護、相談援助など)が、災害救助の基本施策の一つであることを明確化する。

具体的な支障事例

【現状】

災害救助法による救助の種類には「医療」についての規定はあるものの、「福祉(介護を含む)」に関する規定はなく、位置づけが不明確。

東日本大震災津波では県内福祉専門職能団体が行った要配慮者の支援のうち、避難所及び福祉避難所における活動と見なされたものは、避難所設営に係る経費として後付けで整理され、災害救助費から支弁された。

【支障事例】

災害時において、要配慮者に対する様々な福祉的支援が必要となるが、福祉・介護等専門職員による支援について、災害時の位置付けが不明確であることから、救助に必要な際に、都道府県知事が従事命令を行うことができず、適切な支援体制の確保が困難である。

【制度改正の必要性】

東日本大震災津波では被災者の避難所生活が長期間に及び、要配慮者に対する福祉・介護サービスの提供や相談支援等の適切な対処、避難所環境の改善など、様々な福祉的課題への対応の必要性が強く認められたところ。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

災害救助法の救助の種類に福祉を規定することで、位置付けが明確となり、福祉・介護等専門職員の派遣が速やかに行われ、災害時における要配慮者への支援が迅速かつ適切に行うことができる。

根拠法令等

災害救助法第4条、第7条

平成23年4月15日付事務連絡「東日本大震災」による社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣に係る費用の取り扱いについて」

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

○災害救助法において「福祉(介護を含む)」が明確に規定されておらず、位置付けが不明確である。本県においては、「災害福祉広域支援ネットワーク」の構築を検討しているが、その福祉人材派遣の費用負担の規定の根拠について、法令上の位置づけが不明確なため苦慮している。災害救助法における救助の種類に福祉を位置づけることで、介護職員等の福祉人材の派遣が迅速かつ適切に行われるものと考えられる。

○本市の高齢化率は36.0%で、今後、将来的には40%を超えることが予想されている。このような背景をもとに、介護あるいは要配慮者への支援は重要課題として取り扱われるべきであり、災害時の支援について、明確に位置付ける必要があると思われる。

○過去の災害において、要配慮者支援が避難所設営に係る経費として整理され、災害救助費から支弁された実績があり、それが各種災害において一般化できるのであれば、制度の改正を検討してもよいと考える。

○当団体地域防災計画 震災編(平成26年修正)において、当団体(福祉保健局)は、福祉関係団体等の協力によるボランティア派遣について、区市町村に対する広域的支援を実施することとされている。しかし、福祉支援が災害救助法上に位置付けられていないことが、発災時の円滑な支援活動の妨げとなるおそれがあることは、当団体においても同様である。

○熊本地震においても避難所における福祉的な支援の重要性は再認識されたところであり、要配慮者の対応を迅速かつ適切に行うためには、「福祉」を災害救助法に規定する救助の種類に追加することが必要であると考えられる。

○東日本大震災においても熊本地震においても、福祉的支援へのニーズは高く、災害毎の取扱ではなく、法に明確化することで、要配慮者支援に係るより迅速な対応が可能となる。

○現在、要配慮者に対する救助の種類には「避難所の設置」しかなく、どこまでが要配慮者に対する救助として対象となるのか不明確な部分があるため、「福祉(介護を含む。)」の救助の種類を明確に規定し、災害時における要配慮者に対する福祉的支援を実施し、要配慮者への適切な支援を行う必要がある。

各府省からの第1次回答

災害救助法に基づく応急救助については、発災後、応急的・一時的に行うものであることから、直ちに生命上の危険が及ぶような場合等については、避難所において医療を提供することが可能であり、その経費については災害救助法の対象となる。

一方で、長期的・継続的な対応が必要な福祉的な支援については、応急救助である災害救助法ではなく、介護保険制度や障害者福祉制度などの一般施策で対応すべきものであり、緊急時においては、介護保険等の緊急入所や緊急ショートステイなどの活用も検討されたい。

また、災害救助法においても、高齢者や障害者等の特別な配慮が必要とされる要配慮者に対しては、既存のバリアフリー化された建物を活用した福祉避難所を設置することが可能であり、その生活環境の整備に必要な経費については、国庫負担の対象としているところである。

なお、ご提案の内容については、災害救助法において法の実施主体である都道府県知事に規制をかけているものではなく、介護保険制度を含め、現行制度下において対応可能なものであると考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

大規模災害時において、発災直後から膨大な福祉的支援ニーズが緊急的に発生する場合があります。一般の避難所に避難し混乱した住民の中から要配慮者を把握した上で、福祉避難所への移送や福祉施設への緊急入所などの判断、受け入れ先との調整などを行うため、相当数の福祉専門職が集中的に必要となる。

災害救助法に基づく応急救助に「福祉」を追加することを求める理由は、被災等により自治体や福祉施設等の機能が著しく低下している中で、自らも被災者となり得る被災地の福祉専門職のみで、これらの膨大な福祉的支援に対応することが困難であることは、東日本大震災津波の経験からも明らかで、避難後、直ちに福祉的支援を行うことにより、環境の変化への対応が困難な要配慮者個々の状態に応じた適切な生活環境を確保するとともに、生命の危機にも至りかねない急激な心身の機能の低下等を防ぐ観点から、一刻も早い対応が強く求められるためである。

発災後から継続的な福祉的支援につなげるまでの緊急的な対応が必要とされる期間(被災した自宅等や一般の避難所及び福祉避難所から長期的支援を行う福祉施設へ移行するまで)における被災地での福祉的支援活動について、災害救助法による救助に福祉を位置付けるとともに、災害派遣福祉チームなどの福祉専門職を迅速かつ適切に派遣できる体制を整備することが必要であるので再検討を求める。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【北海道】

・福祉的支援が災害救助法の応急救助として位置づけられれば、現地の施設職員が被災した場合などにおいても、他の都道府県から、広域的な派遣調整の際の経費協議などなく迅速な派遣が可能となる。

・災害救助法における応急救助は、医師帯同という制約があるが、東日本大震災でも熊本地震でも、災害発生の都度、介護職員等における避難所等支援への災害救助法適用の通知が発出されており、災害時の介護職員等福祉的支援が必要なことは明確であり、応急救助に福祉的支援を明文化していただくことで、今後、通知の発出の手間を省略し、通知を受けずとも迅速な派遣を行うことができる。

【静岡県】

本県においては、「災害福祉広域支援ネットワーク」の構築を検討しているが、その福祉人材派遣の費用負担の規定の根拠について、法令上の位置づけが不明確なため、仕組みづくりに苦慮している。

また、災害が発生した時点で福祉人材派遣を行いたくとも費用負担が発生するかどうか不明なため、即座に派遣を決定することができないと想定される。

現行制度下での対応の可否ではなく、災害救助法上の「福祉」の明確化についての回答を内閣府に求める。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

所管府省からの回答が「現行制度下において対応可能」となっているが、事実関係について、提案団体との間で十分確認を行うべきである。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

なお、所管府省からの回答が「現行制度により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

各府省からの第2次回答

災害救助法に基づく応急救助については、発災後、応急的・一時的に行うものであることから、被災したことにより直ちに生命上の危険が及ぶような場合等については、避難所において医療を提供することが可能であり、その経費については災害救助法の対象となる。

一方で、「福祉」は災害に起因するものではなく、平時の日常生活においても必要な支援であり、当該支援は介護保険制度等において対応されているものである。

そのため、災害時における長期的・継続的な対応が必要な福祉的な支援については、もとより重要なものと認識しているが、応急救助である災害救助法ではなく、介護保険制度や障害者福祉制度などの施策で対応すべきものである。これらの当該制度下において、緊急時における介護保険等の緊急入所や緊急ショートステイの措置などが確立されているところであり、そうした支援措置の活用を検討されたい。

なお、災害救助法においても、応急期における支援として、高齢者や障害者等の避難所における生活の面で特別な配慮が必要とされる要配慮者に対しては、既存のバリアフリー化された建物を活用した福祉避難所を設置することが可能であり、相談等に当たる専門職の確保等その生活環境の整備に必要な経費については、国庫負担の対象としているところである。

災害の規模、程度等様々であるが、その状況に応じてこれまでも各制度において適切に対応してきたところであり、過去の災害において要配慮者への対応として災害救助法でどのような支援が特例的に行われたか全国会議等を通じて周知してまいりたい。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

121

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

消防・防災・安全

提案事項(事項名)

災害派遣福祉チームの制度化

提案団体

岩手県

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

災害時に避難所や福祉避難所において、要配慮者個々の状態に応じた介護など、緊急に必要な支援の把握・調整を行うとともに、要配慮者にとって良好な避難環境の整備・調整や介護、相談援助などを担う、福祉専門職員で構成する「災害派遣福祉チーム」を制度化し、その組成、研修、訓練等の災害福祉支援体制の整備をすすめ、都道府県の相互応援体制を構築するため、当該チームを派遣・調整する全国的なシステムを設ける。

具体的な支障事例

【支障事例】

厚生労働省において平成26年度から「災害福祉広域ネットワーク構築支援事業」が創設され、一部の都道府県においては、体制整備が進められてきているものの、「災害派遣福祉チーム」を派遣・調整するシステムが存在しないため、被災県へのチーム派遣手順が不明確であるなど、都道府県の相互応援体制が構築されておらず、迅速にチーム派遣を行うことが困難。

熊本地震では、岩手県災害派遣福祉チームを熊本県に派遣したが、派遣・調整システムが存在しないため、直接、被災県と交渉せざるを得ず、チーム派遣まで相当の時間を要した。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

「災害派遣福祉チーム」が制度化されることにより、全ての都道府県において災害福祉支援体制の整備が進むほか、都道府県の相互応援体制が構築される。また、災害派遣福祉チームの派遣や調整を行う全国的な組織ができることで、大規模災害時でも要配慮者への支援が迅速かつ適切に行うことができる。

根拠法令等

災害救助法第4条、第7条

平成28年3月4日付事務連絡

（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金^⑩災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、宮城県、上越市、新宿区、静岡県、浜松市、滋賀県、徳島県、大牟田市、熊本県

○本県では、施設間の福祉人材の派遣、受入れの相互支援体制を構築するため、県内福祉団体等で構成する福祉的支援の広域ネットワークの構築を進めている。

上記の構築を進める上では、現在、災害時における福祉人材の派遣、受入れに関する全国的なルールがな

く、取組状況も都道府県で異なっているため、大規模災害時における都道府県の枠を越えた相互支援体制を確立することが課題となっている。都道府県を越えた派遣、受入れを円滑に行うことができるよう、国として全国統一のルールを設けることが必要である。

○東日本大震災において高齢者、障害者等の要援護者を避難所等で支援するための福祉・介護の専門職の派遣の仕組みがなく、必要な支援が困難となっていたことから、提案のあった制度化は必要なものとする。

○当団体においても、「災害福祉広域ネットワーク構築支援事業」により、社会福祉協議会を事務局として検討を継続している。災害派遣福祉チームを派遣・調整する全国的なシステムを設ける必要性は当団体においても同様である。

○本県ではまだ「災害派遣福祉チーム」の組成について検討段階ではあるが、今後、チームの組成・研修・訓練等を実施するにあたり、都道府県単独では、困難な課題も多いと考えられることから、岩手県のご提案のとおり、災害派遣福祉チームの制度化は必要であるとする。

○市町村における福祉避難所の指定を進めるにあたり、生活支援・心のケア・相談等を行う専門知識をもつ生活相談職員の配置の確保が課題の一つとなっており、当団体の派遣チーム（災害派遣ケアチーム）による支援のほか、全国的な制度化による都道府県単位での相互応援も可能となれば、福祉避難所の指定に係る民間施設等の協力も得やすい。

○本県では、災害発生時の介護福祉ニーズを把握し、支援調整に対応するため、県職員による「県介護福祉コーディネーター」を配置しており、「災害派遣福祉チーム」が制度化されることにより、広域的な支援活動をよりスムーズに行うことが可能になる。

○災害時に福祉避難所等において、高齢者及び障害者等要配慮者の個々の状況に応じた介護・介助などを支援する、事業者やボランティアの確保は大きな課題である。そのために、人材の育成をはじめ、広域にわたり相互の支援や派遣ができる体制を整備することは重要である。

○熊本地震の発災直後の時期において、本県には、他県のチーム派遣について調整する余裕はなかった。災害福祉チームの派遣については、派遣の可否、被害の状況、被災者のニーズ、交通や宿泊の状況など、調整する項目が多岐にわたるため、全国的なシステムを設けることで、被災した自治体に過重な負担をかけることなく、スムーズにチームを派遣することができるものとする。

各府省からの第1次回答

災害時の避難所や福祉避難所における要配慮者に対する対応等のため、複数の県（岩手県・福島県・熊本県）において、福祉・介護職員の派遣チームを設置していると承知している。

災害救助法においても、高齢者や障害者等の特別な配慮が必要とされる要配慮者に対しては、既存のバリアフリー化された建物を活用した福祉避難所を設置し、その生活環境の整備に必要な経費については、国庫負担の対象としているところである。

なお、ご提案の内容については、国が地方に対し何ら規制をかけているものではなく、現行制度下において対応可能であるとする。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

発災直後から刻々と変化する要配慮者の状態に応じて、一般の避難所から福祉避難所への移送や、福祉施設への緊急入所の措置を講じるなど適切な福祉的支援を行う必要があるが、自らも被災者となり得る被災地の福祉専門職のみでは、一時的に増大するこれらの福祉的支援に応えることは困難である。

また、被災地以外からの福祉専門職の派遣・受入れに関する全国的なルールが無い中で、被災自治体自らがこうした調整を迅速に行うことも困難である。

よって、要配慮者へ必要な福祉的支援を迅速に行うことができるよう、災害派遣福祉チームを制度化し、大規模災害時に増大する福祉的支援に対応する福祉専門職を都道府県間で派遣・調整する全国的なシステムを構築することが必要であると考え提案したところであるので、再検討を求める。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【静岡県】

現状、広域での支援体制構築が都道府県に委ねられているため、都道府県を越えた派遣、受入れを円滑に行うことが困難であり、国としての全国統一のルールを設けることが必要であるとする。

現行制度下における対応の可否ではなく、全国的な制度創設の要否についての内閣府の意見を求める。

【熊本県】

現行制度において国が地方公共団体に対して災害派遣福祉チームについての規制をかけているものでないことは承知しているが、制度化や派遣・調整のシステムについては国の協力・支援が必要と考える。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

所管府省からの回答が「現行制度下において対応可能」となっているが、事実関係について、提案団体との間で十分確認を行うべきである。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

なお、所管府省からの回答が「現行制度により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

各府省からの第2次回答

災害救助法においても、災害が発生した際には高齢者や障害者等の避難所における生活の面で特別な配慮が必要とされる要配慮者については、既存のバリアフリー化された建物を活用した福祉避難所の設置に当たり、その生活環境の整備に必要となる経費(相談等に当たる福祉専門職の費用)を国庫負担の対象としているところである。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

122

提案区分

A 権限移譲

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

認定こども園に関する情報提供等の権限移譲

提案団体

大阪府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市、関西広域連合

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(認定こども園法)第28条から第30条に基づく情報の提供、変更の届出の受理、報告の徴収等について、認可、認定または届出の受理に係る権限を有する自治体等が行えるよう法令を改正する。

具体的な支障事例

認定こども園法第28条から第30条の権限について、第19条の規定により、政令指定都市・中核市が幼保連携型認定こども園の認可等の権限を有するにも関わらず、市で変更届の受理などできないこととなっている。変更届の受理(第29条)や運営状況報告(第30条)は、全ての認定こども園において府に権限があり、政令市・中核市に所在する幼保連携型認定こども園においては、市が認可しているにも関わらず、変更届等は府に届け出ることとなっている。そのため、変更内容が市の認可基準に適合しているか確認できず違法状態が生まれる可能性があり、指導監査等他の事務への影響も大きい。例えば、市が認可⇒事業者が変更届を府に提出⇒市が指導監査を実施 となった場合、市は変更届が出された事実をわからないまま指導監査を行うことになってしまう。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

認可・認定等の権限と、認定こども園法第28条から第30条の権限の所在を一致させることで、認可・認定等の権限を有する自治体等が、第28条から第30条に係る事務を行うことが可能となり、業務の効率化につながる。

根拠法令等

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
第28条、第29条、第30条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、福島県、神奈川県、長野県、倉敷市、広島県、高知県、北九州市、大分市、沖縄県

○認可権限と教育・保育の実施主体を一致すべきであり、本県でも既に国に要望している内容である。実際にも事務の迅速化の観点で支障が生じている。
○認可権限と合っておらず、事業者にとってわかりにくく、自治体の事務も複雑になっている。
○本県では、実務上、政令指定都市・中核市に所在する幼保連携型認定こども園からの変更届及び運営状況

報告の提出については、当該政令指定都市・中核市を経由して提出を受けているが、制度的に認可等の権限を有する自治体が受理するかたちにするには、業務の効率化につながると考える。

各府省からの第1次回答

情報の提供については、都道府県が管内の情報を集約して行うこととしているが、当然市町村もそれぞれで管内の情報提供を行うことは差し支えない。変更の届出等の規定については、幼保連携型認定こども園以外の認定権限の移譲と併せて検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

第28条(情報の提供)、第30条(運営状況の報告)についても、認可権限を有している者と事務実施者が異なっているため、業務効率化の観点から、第29条の変更届と併せての移譲を検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【福島県】

認可、認定等の権限と各種手続きの権限の主体は一致させるべき。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案に沿って、政令市・中核市に所在する幼保連携型認定こども園における変更届等については、市で受理できるようにするべきである。

【全国市長会】

第28条(情報提供)に関し、所管府省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

第29条(変更届の受理)及び第30条(運営状況報告の徴収)に関し、指定都市への移譲については積極的な検討を求める。中核市への移譲については手挙げ方式も含めた検討を求める。

各府省からの第2次回答

第29条及び第30条については、引き続き幼保連携型以外の認定こども園の認定権限の移譲と併せ、措置する方向で検討を行ってまいりたい。

なお、第28条の情報の提供については、認可・認定権に関わらず、都道府県知事が自治体の長として管内の情報を集約し、一括して公開することを目的として定めているものであり、利用者の利便性等に鑑みても広域的な情報が有用であることから、都道府県に存置することとする。(第1次回答にもあるとおり、各市町村が個別に情報提供をすることを妨げるものではない。)